

公園施設の安全点検に係る指針(案)

平成27年4月

国土交通省

「公園施設の安全点検に係る指針(案)」目次

I	はじめに	・・・ 1
I-1	公園施設の安全点検に係る指針(案)策定の背景と目的	・・・ 1
I-2	公園施設の安全点検に係る指針(案)の位置づけ	・・・ 4
I-3	対象と適用範囲	・・・ 5
II	安全点検の前提となる考え方	・・・ 9
II-1	都市公園の価値と安全性	・・・ 9
II-2	公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方	・・・ 10
II-3	公園施設における事故	・・・ 15
II-4	各段階での安全対策の考え方	・・・ 16
II-4-1	維持管理段階	・・・ 17
	(1) 点検手順に従った確実な安全点検	
	(2) 発見された公園施設の変状及び異常に対する適切な措置	
	(3) 公園施設履歴書の作成と保管	
	(4) 公園施設の利用状況の把握	
	(5) 事故への対応	
	(6) 事故に関する情報の収集と活用	
	(7) 公園利用者に対する公園利用の安全意識に関する啓発	
	(8) 公園利用者・地域住民との協働による公園づくり	
II-4-2	その他の段階	・・・ 32
	(1) 計画・設計段階	
	(2) 製造・施工段階	
III	安全点検の実施	・・・ 36
III-1	安全点検の意義	・・・ 36
III-2	安全点検の流れ	・・・ 37
III-3	安全点検の留意点	・・・ 40
III-4	安全点検の内容	・・・ 43
III-5	安全点検を行う頻度や時期	・・・ 47
III-6	安全点検の項目	・・・ 48
III-7	安全点検後の措置	・・・ 49

● 「公園施設の安全点検に係る指針(案)」の構成について

本指針の構成については、以下の通りである。

○基本的な考え方(太線四角囲み)

…都市公園における公園施設の安全点検の基本的な考え方及び安全点検の際に配慮すべき基本的な事項を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当するものである。

○解説

…「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したものである。

○参考資料(細線四角囲み)

…「基本的な考え方」及び「解説」の理解を深め、適切な運用が図られるよう補足的事項や参考となる事項を示したものである。

I はじめに

I-1 公園施設の安全点検に係る指針(案)策定の背景と目的

都市公園は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となるほか、うるおいのある生活環境の形成、都市や地域の防災性の向上、野生生物の生息・生育環境の確保、豊かな地域づくりに資する交流の場の提供などの多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設である。

都市公園は、都市の住民の利用に供される施設であり、通常想定される方法で利用する限りは安全である必要がある。都市公園を構成する公園施設においては、公園施設の機能や効用のみならずその安全性を継続的に確保していく必要がある。よって、都市公園のさらなる安全性の向上を図るため、安全対策の一環として公園施設の安全点検を適切かつ確実に行う必要がある。

一方で、我が国の社会資本は、高度経済成長期などに集中的に整備されていることから、今後急速に老朽化し、重大な事故や致命的な損傷等の発生するリスクが高まることが懸念されている。そのため、施設の状況を的確に把握し、適切な時期に適切な修繕や施設の更新を行っていくことが重要な課題となっており、社会資本整備審議会・交通政策審議会において、国は、所管する全ての社会資本の維持管理・更新が的確に行われるよう、基準等の整備を実施すべきものとされている。このため、都市公園についても、社会資本の一つとして、同様の対応を行っていく必要がある。

これらを踏まえ、公園管理者が公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検を行うことで、都市公園における安全・安心を確保するため、公園施設の安全点検の前提となる考え方や安全点検の実施に関する事項について整理した「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(以下、「本指針」という)をとりまとめるものである。

(解 説)

1) 平成19年6月、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策をとりまとめた「新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について」が策定された。この中で、以下が示されている。

- ・「みどり」は、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震火災等の災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や風の道形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与している。さらには、我が国における気候・風土の多様性、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観・風景を形づくり、日本庭園など、我が国固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たしてきた。加えて、都市公園は、「みどり」の中核となる施設として位置付けられている。

① うるおいのある生活環境の形成

「みどり」は、さまざまな都市環境改善効果や心理的效果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台であり、国民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有している。

②スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

「みどり」は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有している。特に将来を担う子ども達が健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な未来を担う貴重な機能を有している。

③地球温暖化等の防止

「みどり」は、国民にとって最も日常生活に身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。また、地表面を被覆する「みどり」の蒸散作用等による地表面の高温化の防止・改善の機能は、ヒートアイランド現象の緩和をもたらすなど、持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している。

④野生生物の生息・生育環境の確保

「みどり」は、野生生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有している。

⑤都市・地域の防災性の向上

「みどり」は、大震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、また、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性、防災機能を向上させる機能を有している。

⑥地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される「みどり」は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤となる。また、四季の変化に富んだ多様な「みどり」は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきた。さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有している。このように、「みどり」は、自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能、役割を根底に有している。

2) これまでの都市公園における公園施設の安全性の確保等に係る主な取り組み

- ・昭和53年1月より平成3年3月まで各種の公園施設毎の「都市公園技術標準」を国土交通省が作成（最終改定平成22年4月）。同標準において、公園緑地工事の安全かつ的確な施工を確保するための技術的指針が示されている。
- ・平成14年3月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」、平成20年8月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」、及び平成26年6月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（以下、「遊具指針」という）を国土交通省が作成。同指針において遊具の安全確保の基本的な考え方が示されている。また、平成26年6月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（以下、「遊具指針（別編）」という）を国土交通省が作成。同指針において都市公園における子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保の基本的な考え方が示されている。
- ・平成19年3月、「プールの安全標準指針」を文部科学省及び国土交通省が作成。同指針においてプールの安全確保の基本的事項が示されている。
- ・平成24年3月、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「長寿命化指針」という）を国土交通省が作成。同指針において、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策の基本的な考え方が示されている。

- 3) 平成25年12月、社会資本整備審議会・交通政策審議会において、社会資本の維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性、戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方、及び国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策についてとりまとめた「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」(答申)が策定された。この中で、以下が示されている。
- ・「高度経済成長期などに集中的に整備された社会資本が今後一斉に老朽化することが懸念される点である。老朽化した施設の増加により、維持管理費の増加が見込まれるとともに、今後も厳しい財政状況が続けば、真に必要な社会資本整備だけでなく既存施設の維持管理・更新にも支障を来す恐れがある。同時に、高齢化した施設の割合が増大していくと、重大な事故や致命的な損傷等の発生するリスクが高まることが予想されている。」
 - ・「社会資本の管理者は、国、地方公共団体、民間事業者と様々であるが、維持管理・更新の重要性については、国民の立場からみれば管理者により変わることはない。このため、国は所管する全ての社会資本の維持管理・更新が的確に行われるよう、自ら管理する施設の維持管理・更新にあたって、全ての管理者の模範となるよう、率先して体制を整え、必要な取組を行うとともに、地方公共団体や民間事業者が管理する施設の維持管理・更新が的確に行われるよう、基準等の整備及び制度化、並びに、地方公共団体への支援等を実施すべきである。」
- 4) 平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。この中で、以下が示されている。
- ・「各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。」
 - ・「このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンスサイクルを構築し、継続、発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方や、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な基準類を整備する。」
 - ・「また、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、各インフラを管理・所管する者の間で相互に共有を図り、それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる高度化を図る。」
 - ・「その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の間で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた取組も推進する。」
- 5) 平成26年5月、国土交通大臣を議長とする社会資本の老朽化対策会議において、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」が策定された。この中で、以下が示されている。
- ・「点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。」
 - ・「全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。」
 - ・「将来にわたって持続可能なメンテナンスを実施できるよう、施設の重要度、設置環境、維持管理の効率性、受益と負担の関係等、地域の実情を考慮の上、点検の頻度や内容等の基準を設定する。」

I - 2 公園施設の安全点検に係る指針(案)の位置づけ

本指針は、都市公園における公園施設の前提となる安全点検の基本的な考え方及び安全点検を実施する際に配慮すべき基本的な事項を示すものである。

(解 説)

- 1) 都市公園とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第二条に規定されている都市公園をいう。本指針の対象とする都市公園は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号・国土交通事務次官通知）に規定されている特定地区公園を含まないが、当該公園における安全点検についても、本指針に準拠した対応を行うことが望ましい。
- 2) 都市公園における公園施設の安全性の確保については、都市公園法施行令第七条に「公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。」と規定されている。本指針は、これを踏まえ、都市公園法第三十一条に規定されている、国による都市公園の行政又は技術に関する助言の一環として、公園施設の安全点検に関して、配慮すべき事項を示すものである。

■参考資料（都市公園法第三十一条）

○都市公園法

第三十一条 国土交通大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

- 3) 都市公園における公園施設の安全点検に関する業務を外部に委託等する場合には、受託者に対し、また、協定により施設の管理に関する権限を委任する場合には、指定管理者に対し、本指針に基づいた対応を求めるものとする。
- 4) 公園施設の安全点検は、公園施設が安全な状態にあることを確認するための点検であり、公園施設の利用しやすさや美観等を確認する点検とは異なることに留意する。（安全点検の詳細は「Ⅲ-4 安全点検の内容」参照）
- 5) なお、本指針については、公園施設の実態などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

I-3 対象と適用範囲

本指針の対象は、都市公園法第二条第二項、都市公園法施行令第五条並びに都市公園法施行規則第一条及び第一条の二に規定する公園施設とする。

「遊具指針」の対象となる「都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されているもの（以下「遊具」という)」、 「遊具指針（別編）」の対象となる「主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物（以下「健康器具系施設」という)のうち、子どもが利用する可能性がある健康器具系施設」及び「プールの安全標準指針」の対象となる「遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設（以下「プール」という）」は、個別の指針において安全性の確保の考え方が整理されており、これに基づき点検等を行うべきであることから、本指針の対象としない。また、建築基準法、電気事業法、ボイラー及び圧力容器安全規則、消防法等の規定に従って行われる調査・点検・検査の対象となるものは、本指針の対象としない。

本指針の対象となる都市公園の利用者は、公園施設の利用者（以下、「公園利用者」という)とする。なお、幼児が公園施設を利用する場合は、保護者が同伴していることを前提とする。

(解 説)

- 1) 本指針の対象となる公園施設は、都市公園法令（都市公園法第二条第二項、都市公園法施行令第五条並びに都市公園法施行規則第一条及び第一条の二）に規定する公園施設とする。ただし、「遊具指針」の対象となる遊具、「遊具指針（別編）」の対象となる「都市公園に設置する健康器具系施設のうち、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設」及び「プールの安全標準指針」の対象となるプールについては、各指針が既に通知され、公園管理者に広く浸透しているため対象としない。

■参考資料（都市公園法第二条第二項、都市公園法施行令第五条並びに都市公園法施行規則第一条及び第一条の二）

○都市公園法

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

○都市公園法施行令

- 第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するも

のとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。) その他これらに類するものとする。

- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

○都市公園法施行規則

第一条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第五条第七項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

- 一 風力発電施設
- 二 太陽電池発電施設
- 三 燃料電池発電施設
- 四 前三号に掲げる発電施設に類するもの

第一条の二 令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

- 2) 建築基準法（「Ⅲ－4 安全点検の内容 解説1）⑤」参照）に従って行われる定期的な調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての検査を除く）、昇降機及び昇降機以外の建築設備の検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む）の対象となるものは、本指針の対象としない。なお、公園管理者は当該調査・点検・検査等について、法令の規定に従い、実施しなければならない。

具体的には、建築基準法第十二条に規定する用途に供する床面積の合計が100m²を超える特殊建築物（図書館、体育館、スケート場、飲食店、倉庫など）、建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設（観覧車、メリーゴーラウンド、コースター、サイクルモノレール等）などが該当する。これらの施設は極めて大きな事故につながるおそれがあるため、法令に基づいた適切な設置、管理を行い、安全性の確保に特に留意する必要がある。また、上記に類似する遊戯施設についても、検査・点検・報告の内容に関する、建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づく「遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）平成21年9月28日一部改正」に準じて、公園管理者は安全性の確保に十分配慮する必要がある。

■参考資料（建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号）

○建築基準法施行令

第百三十八条

- 2 昇降機、ウオーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 二 ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

- 3) 電気事業法、ボイラー及び圧力容器安全規則、消防法等（「Ⅲ－4 安全点検の内容 解説1）⑤」参照）に従って行われる点検等の対象となるものは、本指針の対象としない。公園管理者は当該点検等について、法令及び規則等の規定に従い、実施しなければならない。
- 4) 「冒険遊び場」のように施設の管理に加え、遊びを指導し見守る管理者等（プレイリーダーなど）が常駐する施設や安全管理の考え方が別途策定されているフィールドアスレチックは、一般の公園施設とは利用形態や管理形態が異なることから、本指針の対象としない。

- 5) 特別な利用を目的として製造、改造、設置された公園施設（例：視覚障害者用のセンサー付き遊具や車椅子での利用のためのラダー、リハビリテーション用運動施設、体験学習施設など）については、設置目的に応じて個別に安全性の確保を行うべき公園施設であるため、本指針の対象としない。
- 6) 公園施設の利用において、幼児（おおむね3歳から小学校就学前の者）は十分な判断能力を備えるまでには至っておらず、加えて公園施設は、子どもの身体モジュールや発育発達段階に応じて配慮すべき事項が異なるものがあるため、身体的能力などが十分でない幼児については、保護者が同伴していることを前提とする。また、3歳未満の乳幼児にあっては、保護者による安全性の確保が必要であり、公園施設を利用する場合には、常時保護者等とともに利用することを前提とする。
- 7) 公園施設は都市公園外への倒木、落枝、土砂の流出などにより、公園外へ影響を及ぼす可能性があることから、公園利用者の他、都市公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する必要がある。

II 安全点検の前提となる考え方

II-1 都市公園の価値と安全性

都市公園は、多様な機能や効用を有する都市の根幹的な施設である。また、地域の住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その中に設置されている公園施設も、園路及び広場のほか、修景施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設などと多種多様である。

都市公園は都市の住民の利用に供される公の営造物であることから、公園管理者は、公園施設がその主要な機能や効用を継続的に発揮し、安全性を確保できるよう、適切かつ確実に維持管理・更新を行い、それを踏まえて事故を予防するための対策を実施する必要がある。

また、都市公園については、計画的な配置や整備と併せ、公園施設の老朽化対策を踏まえた既存の都市公園の適切な維持管理・更新が課題となっている。そのため地方公共団体等においては、財政状況を考慮し、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理・更新投資を行っていくため、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく安全性の確保、機能や効用の確保及びライフサイクルコスト縮減の取り組みが進められている。

さらに、都市公園の価値は、都市公園が多様な機能や効用を有することで一層高まるものであることから、安全性の確保と多様な機能や効用の発揮を両立する必要がある。

(解 説)

- 1) 都市公園は、「うるおいのある生活環境の形成」、「スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成」、「野生生物の生息・生育環境の確保」などの多様な機能や効用を有するとともに、園路及び広場のほか、植栽などの修景施設、遊具などの遊戯施設、野球場や陸上競技場などの運動施設、売店や駐車場などの便益施設、柵や管理事務所などの管理施設などの多種多様な公園施設から構成され、立地条件も様々であり、その利用のされ方は多岐に渡る。また、都市公園は住民の利用に供される公の営造物であることから、公園管理者は、公園施設がその機能や効用を継続的に発揮し、安全性を確保できるよう、適切かつ確実に安全点検を行い、それを踏まえて事故を予防するための対策を実施する必要がある。そのため、公園施設の構造に係る安全点検のみならず、公園施設の使用状況、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等の条件を把握することが望ましい。そして、公園施設利用における事故防止事例や事故情報の収集、記録、蓄積及び活用などに心がけ、重大な事故につながる危険性を予見することが望ましい。また、公園管理者は、生命に危険があるか恒久的な障害をもたらす事故（以下、「重大な事故」という）を未然に防ぐために、公園施設の危険な利用などの情報を得ることが望ましい。
- 2) 都市公園の増大及び老朽化の進行に際し、必要な社会資本整備とのバランスを図りつつストックの所要の機能や効用を維持する必要がある。そのため地方公共団体等においては、財政状況を考慮し、都市公園において安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理・更新投資を行っていくため、長寿命化指針に基づき公園施設長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という）を策定し、その計画に基づく維持管理・更新を的確に行う取り組みが進められている。詳しくは、長寿命化指針を参考とされたい。
- 3) 都市公園における安全性の確保と多様な機能や効用の発揮を両立するよう留意する必要がある。例えば、公園施設の設置場所の環境、利用状況、地域の実情等を踏まえて、公園施設の安易な撤去を避け公園施設の設置位置を移動して安全性の向上と機能や効用の発揮を両立させることや、公園施設の多様性を維持するなど、その安全性の確保において機能や効用が損なわれないようにすることが考えられる。
- 4) 都市公園は、公園の規模、種類はもとより公園内に設置された公園施設も多種多様であり、公園利用者の様々なニーズに対応している。公園管理者として、安全性は確保した上で、都市公園の有する機能や効用を発揮するよう、利用状況や地域の実情を踏まえて対応していく必要がある。

II-2 公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方

公園管理者は、公の営造物として公園施設が通常有すべき安全性を確保及び向上させるよう、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等を把握し、事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行うとともに、変状及び異常が発見された場合は適切に措置する。その際、公園施設の機能や効用を損なわないよう配慮する。

公園施設の利用は、公園利用者の判断による利用が前提であり、自らの安全は自らで確保するという認識のもとで、公園利用者は、公園施設の安全な利用に注意を払う必要があり、保護者は、自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。なお、公園施設のうち、遊具に類似した公園施設については、本指針に加え、遊具指針に沿って安全性の確保を図る。また、全ての公園利用者が安全かつ快適に都市公園を利用できるよう「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）に基づき対応しなければならない。

公園管理者と公園利用者・地域住民は、連携し、公園施設の変状及び異常の発見や危険な公園利用の抑止、事故などに対応することが望ましい。

(解説)

1) 公の営造物における安全性の考え方

- ・ 国家賠償法（昭和22年法律第125号）第二条第一項において、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」こととされている。
- ・ 公の営造物の瑕疵に関する判例では、公の営造物の設置又は管理の「瑕疵」とは、公の営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、安全性を欠き、その設置又は管理に瑕疵があるかどうかの判断は、当該営造物の「構造」、「用法（使用方法）」、「場所的環境（設置場所の環境）」、「利用状況」等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断する事とされている。都市公園内の公園施設は河川、道路等と同様に公の営造物であり、通常有すべき安全性の確保及びその向上を図るよう公園施設の安全対策を行う。

■参考資料（国家賠償法第二条）

○国家賠償法

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる

■参考資料（公の営造物の瑕疵に関する判例）

○最高裁判例：神戸夢野台高校転落事件（S53.07.04 事件番号：昭和53（オ）76 損害賠償）

子ども（6歳）が道路端に設置してある防護柵を超えて約4メートル下の高等学校の校庭に転落し、傷害を負った事故。

「国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又は管理に瑕疵があつたとみられるかどうかは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである」とし、「本件防護柵は、本件道路を通行する人や車が誤つて転落するのを防止するために被上告人によつて設置されたものであり、その材質、高さその他その構造に徴し、通行時における転落防止の目的からみればその安全性に欠けるところがないものというべく、上告人の転落事故は、同人が当時危険性の判断能力に乏しい六歳の幼児であつたとしても、本件道路及び防護柵の設置管理者である被上告人において通常予測することのできない行動に起因するものであつたといふことができる。したがつて、右営造物につき本来それが具有すべき安全性に欠けるところがあつたとはいはず、上告人のしたような通常の用法に即しない行動の結果生じた事故につき、被上告人はその設置管理者としての責任を負うべき理由はないものといふべきである。」とされた。

2) 通常有すべき安全性の確保及びその向上

①通常有すべき安全性の確保及びその向上の考え方

- ・公園管理者は、公園利用者がそもそも都市公園は安全な場所であるという認識のもとで公園施設を利用することを念頭に置き、公園利用者が安心して公園施設を利用できるよう、公園施設における通常有すべき安全性の確保及びその向上のための対策を行う。この対策において、安全点検は重要な役割を果たす。
- ・都市公園は多種多様な公園施設から構成され、その利用のされ方は多岐に渡ることから、公園施設の構造に係る安全点検のみならず、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等を把握することが望ましい。そして、公園施設利用における事故防止事例や軽微な事故を含む事故情報の収集、記録、蓄積、活用に心がけ、事故につながる危険性を予見することが望ましい。特に、重大な事故につながる危険性に注意することが望ましい。公園管理者は、これらを踏まえて安全点検を行い、事故を予防するための対策を講ずることが望ましい。
- ・公園利用者の危険な行動や服装などの利用に関する人的要因による危険性については、公園利用者自らが除去することを基本とする。なお、危険な箇所への立ち入りによる事故の発生などの公園利用者の危険な行動や服装などによる影響が著しい場合には、掲示などにより注意を喚起する必要がある。
- ・子どもにとっては、事故防止のために設置した転落防止柵が遊び道具となり、再発防止策が別の事故を引き起こす場合もあるため、本格的な措置の実施（「Ⅱ-4-1（2）発見された公園施設の変状及び異常に対する適切な措置」参照）においては、措置する部分への配慮だけでなく、公園施設の新設と同様に、全体の構造などについて配慮する。

②通常有すべき安全性を確保及び向上させるための対策

- ・通常有すべき安全性の確保及びその向上のための対策として、安全点検による日常の安全性の確保、公園施設の補修・更新などの変状及び異常を発見した場合の適切な措置が挙げられる。対策の実施にあたっては、過去の事件事例、事故防止事例、公園施設の利用状況、事故につながる危険性を予見する観点等を踏まえることが望ましい。また、必要に応じて、危険箇所へのアクセス防止や転落防止のための柵、フェンスの修繕・補修など適切な対策を実施することが望ましい。

■参考資料（通常有すべき安全性を確保及び向上させる対策の例）

通常有すべき安全性を確保及び向上させる対策	事 例
A. 安全点検による日常の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検の実施 <p style="text-align: right;">など</p>
B. 変状及び異常を発見した場合の適切な措置	
B-1. 公園施設の修繕・補修等	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食したベンチの座板交換、階段の支柱や手すりの隙間を塞ぐ挟み込み防止措置、モニュメントや門扉の転倒防止措置など、公園施設の補修や更新 ・サッカーゴール等移動可能な公園施設の適切な保管 ・降雨時に雨水の溢れによりグレーチング蓋がずれないようにグレーチング蓋をボルトで柵に固定するなど、天候等を加味した安全対策の実施 ・公園利用者の事故原因となる落枝等を防止する適切な頻度での樹木の剪定 <p style="text-align: right;">など</p>
B-2. 立入規制区域、公園施設の安全な利用方法等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所における公園利用者の立ち入りを規制する区域の指定 ・身体能力が十分ではない幼児については保護者が同伴の上で公園施設を利用するなど、事故を予防する公園施設利用方法の設定 ・生物等の捕獲禁止など、子どもの危険な場所での遊びとなる行為の禁止 <p style="text-align: right;">など</p>
B-3. 危険性の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止標識等の設置 ・注意書きの配布 <p style="text-align: right;">など</p>

3) 公園施設の機能や効用への配慮

- 公園施設の計画に当たっては、周辺の公園の状況、利用状況、気象条件などの地域や土地の特性に応じた地域の実状が尊重されるべきであり、公園施設の安全性を確保した上で、公園施設の設置場所の環境や利用状況等、地域の実状を踏まえて、公園施設の機能や効用が維持できるように、総合的に判断する。また、公園管理者が、過度に安全性を重視した公園施設の計画・設計や利用指導などの事故対策を行い、公園利用者が自由に利用できる空間の減少、景観の悪化、公園施設の機能や効用が制限されるなど、公園施設の機能や効用が低下しないよう配慮する必要がある。

4) 公園施設の安全な利用

- 公園利用者の公園施設の利用は相当部分が公園利用者の判断に委ねられており、自らの安全は自らで確保するという認識のもとで、公園利用者は、公園施設の安全な利用に注意を払う必要がある。
- 自己判断が十分でない年齢の子どもについては、その保護者が子どもに代って安全な利用に十分配慮する必要がある。

5) 遊具に類似した公園施設の安全対策

- 遊具指針において、「子どもは、さまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある」と示されている。
- 公園利用者が利用する公園施設には、健康器具系施設などの遊具に類似した公園施設がある。遊具に類似した公園施設においては、子どもの行動を踏まえて事故につながる危険性を予見する必要がある。そのため、遊具に類似した公園施設においては、本指針に基づき安全点検を行う他、遊具指針及び遊具指針（別編）に沿って、その安全性の確保に取り組む必要がある。

■参考資料（遊具に類似した公園施設の例）



健康器具系施設



健康器具系施設



広場



広場

6) バリアフリーへの対応

- ・全ての公園利用者が安全かつ快適に都市公園を利用できるよう、バリアフリー法で規定されているとおり、公園管理者等が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（都市公園移動等円滑化基準）に適合しなければならない。詳しくは、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】」（平成24年2月、国土交通省）を参考とされたい。

7) 公園利用者・地域住民との連携

- ・公園利用者・地域住民は、公園施設の利用に当たり、自ら安全性の確保に努めるとともに、公園の利用の際に危険な行動を見かけた場合、公園管理者へ連絡することが望ましい。また、事故が発生した場合や公園施設の変状及び異常を発見した場合には、救急車の要請、公園管理者への連絡などの必要な措置を講ずることが望ましい。
- ・保護者や公園利用者・地域住民は、子どもの遊びを見守り、危険な行動に対しては注意あるいは制止し、公園施設の安全な利用について指導することが望ましい。

Ⅱ－３ 公園施設における事故

公園施設に関連する事故には、衝突、接触、落下、挟み込み、転倒、溺れなどがあり、裂傷、打撲、骨折などの傷害をもたらすことになる。

事故の状態としては、①生命に危険があるか恒久的な障害をもたらすもの（重大な事故）、②重傷であるが恒久的な障害をもたらさないもの、③上記以外のものの３段階に大別することができる。特に、頭部の傷害は重度の障害につながることもあるので十分に配慮する必要がある。

（解説）

- 1) 公園施設に関連する事故の要因の例としては、動線の交錯などによる衝突、部材の突出などによる接触、転落防止柵の不備などによる落下、指や頭などの入る隙間の存在などによる挟み込み、暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒、危険な水面へのアクセスが可能であったことなどによる溺れなどがある。なお、このような事故の要因は、公園施設の構造、使用方法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況などに応じて発生するため、一つに限定することは難しい場合が多い。
- 2) 事故の状態は、下記の３段階に大別することができる。
 - ①生命に危険があるか恒久的な障害をもたらすもの
 - ②重傷であるが恒久的な障害をもたらさないもの
 - ③軽傷など上記①及び②以外のものこのうち頭部の傷害など生命に危険があるか恒久的な障害をもたらす、もしくはつながる事故として、衝突、落下、転倒、溺れなどの事故が報告されている。

■参考資料（代表的な事故事例）

○衝突の例

- ・サイクリングコースを自転車で走っていた男性〔28歳〕と、脇道からサイクリングコースに自転車が入ってきた女性が衝突し、女性が転倒して頭部を打ち死亡した。〔80歳〕

○接触の例

- ・多目的グラウンドのフェンスから飛び出していた鉄線に接触し、顔を縫う切り傷を負った。〔17歳〕

○落下の例

- ・観覧スタンド内で遊んでいた子どもが、スタンドの転落防止柵の下部ビーム（1段目）の欠損部分付近から多目的広場コンクリート面へ転落し、頭蓋骨を骨折した。〔9歳〕

○挟み込みの例

- ・大木を模したトイレ建物外壁部の切り株状の飾りに足を掛け、トイレの上部によじ登ろうとしたところ、トイレ入口ドアと建物との間に右手中指を挟み、第一関節指先を切断した。〔9歳〕

○転倒の例

- ・藻やコケが生えており、滑りやすい状態にあった園内のスロープを下りている時に、滑り転倒し、頭部を打撲した。〔57歳〕

○溺れの例

- ・池に落ちた弟の靴を岸から拾おうとして、誤って池に転落し、溺死した。〔6歳〕

Ⅱ－４ 各段階での安全対策の考え方

公園施設の安全対策は、計画・設計段階、製造・施工段階、維持管理段階の各段階において、それぞれ対策の内容が異なるため、段階ごとに安全対策の考え方を整理する必要がある。

維持管理段階においては、既に整備された公園施設の現状を的確に把握することが重要となるため、点検手順に従った確実な安全点検が基本となる。その際、公園施設における事故につながる危険性を予見し、安全性の確保を図る視点を通じた点検を行うことが望ましい。発見された公園施設の変状及び異常に対しては、適切な措置を行い点検の実施状況、点検結果等とともに記録する。また、公園施設の利用状況の把握を行うとともに、公園利用者・地域住民と連携し、公園施設を一層安全に保つことが望ましい。

計画・設計段階においては、公園施設の設置場所の選定や構造等について、公園施設の利用方法を想定し、事故につながる危険性を予見しつつ、施工後には措置が困難な問題があることを念頭に安全対策を講ずるものとする。

製造・施工段階においては、将来のメンテナンスの容易さ、計画・設計段階で考慮されていない危険性の有無等を考慮しつつ、設計図書に基づき、品質管理の徹底等の安全対策を講ずるものとする。

(解 説)

- 1) 実際に安全点検を行う段階である維持管理段階における安全対策の考え方は、以下のとおり。
 - ・維持管理段階においては、現状が与条件であり、既に整備された公園施設の現状を的確に把握することが重要となるため、点検手順に従った確実な安全点検を行う。その際、公園施設の点検だけでなく、公園施設の利用の状況等を把握し、事故につながる危険性を予見し、安全性の確保を図る視点を通じた点検を行うことが望ましい。
 - ・発見された公園施設の変状及び異常に対して速やかに適切な措置を行い、公園施設の通常有すべき安全性を確保及び向上させるとともに、公園施設の変状及び異常に対する措置の内容を記録する。
 - ・公園施設履歴書を公園施設ごとに作成し、公園施設の安全点検の実施状況や点検結果など、公園施設の維持管理に必要な情報を定期的に記載し、保管することが望ましい。
 - ・公園管理者と公園利用者・地域住民が連携し、公園施設の安全性の確保などについて認識を共有することは有効であり、補完的な安全点検などの協力を得るなど、公園施設を一層安全に保つことが望ましい。
 - ・事故が発生した場合は、事故への対応、事故に関する情報の収集を行うとともに、その情報を重大な事故につながる危険性の予見に活用し、事故の再発防止、公園施設の改善を行うために活用する。
- 2) 計画・設計段階においては、公園施設の設置場所の選定において、利用動線や環境条件に配慮する。また、公園施設の構造については、土木構造物、建築物などの関連する分野の指針等を踏まえる。実際の利用の状況や想定される事故等の危険性、メンテナンスの容易さ等に配慮が必要であり、施工後には措置しにくい問題があることを念頭に、利用に伴う事故を防止する観点から必要な安全対策を講ずるものとする。
- 3) 製造・施工段階においては、実際の利用の状況、予見される事故につながる危険性、計画・設計段階で考慮されていない危険性、将来のメンテナンスの容易さ等を考慮しつつ、設計図書に基づき、公園施設の十分な安全性の確保を図るため、指針、規格等に沿って、製造・施工の各段階における品質管理を徹底するなど、必要な安全対策を講ずるものとする。

Ⅱ-4-1 維持管理段階

(1) 点検手順に従った確実な安全点検

公園施設の維持管理は、公園施設そのものの性能確保に関する点検及び措置を行うにとどまらず、その周辺を含めて、公園利用者にとって安全で安心なものであるか、また、危険な使い方がなされていないかという視点を持って行うものとする。

これを踏まえて、公園施設の構造や劣化などを要因とする変状及び異常の有無の発見、適切な措置による変状及び異常の除去を中心に、点検手順に従い確実に安全点検を行うものとする。

定期的な補修などの維持管理を的確に行うため、維持管理計画を策定、実行し、維持管理の履歴を記録・保管することが望ましい。

(解 説)

- 1) 公園管理者は、衝突、落下、転倒、溺れなど、重大な事故につながる危険性を予見しつつ安全点検を行うことが望ましい。また、公園施設の危険な使い方を発見した際は、必要に応じて注意あるいは制止を行い、再発防止等について検討する。
- 2) 公園利用者が安全に利用できる環境の確保
 - ・都市公園は多種多様な公園施設から構成され、その利用のされ方も多岐に渡ることから、公園施設本体に加え、その周辺や関係する施設を含めて、公園利用者が安全に利用できる環境であるかという視点を持って点検を行うものとする。(「Ⅲ-3 安全点検の留意点」参照)

■参考資料（公園利用者が安全に利用できる環境の確保の例）

- ・階段に植栽の枝が張り出していると、公園利用者が足元を見ることができなかつたり、枝をよけようとして階段を踏み外す恐れがあるので、安全性を確保するために、隣接する植栽の管理に配慮する。
- ・園路に植栽の枝が張り出していると、園路を通行する公園利用者に接触する恐れがあるので、安全性を確保するために、隣接する植栽の管理に配慮する。
- ・植栽が公園灯に被っていると、公園灯の明かりを遮り、夜間、公園利用者が転倒したり、公園施設に衝突する恐れがあるので、安全性を確保するために、植栽の管理に配慮する。

- 3) 公園施設の安全点検が不十分な場合、公園施設の変状及び異常の見落としなどによって、重大な事故が起きるおそれが高くなる。日頃の適切な安全点検で公園施設の変状及び異常の有無を発見し、適切な措置を講ずることにより、事故の発生を未然に防ぐことが可能となる。
- 4) 点検手順に従った確実な安全点検を行い、発見された公園施設の変状及び異常に対して適切な措置を講ずるために、予め公園施設の維持管理計画を策定することが望ましい。

①維持管理計画においては、

- ・都市公園の機能や効用
 - ・公園施設の使用法、公園施設の配置や環境及び利用の状況等で留意すべき事項
 - ・公園施設の類型区別、種類別、構造部材・消耗部材別の維持管理についての基本的な考え方
 - ・公園施設の安全点検の実施体制、頻度・時期及び方法
 - ・安全点検等により発見された公園施設の変状及び異常に対する措置の内容及び手順
 - ・計画的な部材の交換、補修等に関する事項
 - ・維持管理に係る年度ごとの事業計画の作成に関する事項
 - ・点検記録書^{注1}及び公園施設履歴書の整備等
 - ・事故情報等への対応に関する事項
- などを定めることが望ましい。

注1)「点検記録書」の考え方については、「用語の解説」(P.51)を参照のこと。

②維持管理計画の策定及び見直しにあたっては、事故や苦情の情報、長寿命化計画などを踏まえる必要がある。

③公園施設の劣化の進行状況は、設置後の経過年数、公園施設の構造、管理方法、利用状況、地域の気象状況、立地条件などで異なるため、公園管理者は、製造・施工者の示す保守及び点検等の参考となる資料を踏まえ、各々の公園施設の状況に対応した適切な点検頻度を設定する。

5) 維持管理の記録

- ・点検シート・点検カード及び点検者による所見（必要な状況写真等を含む）等をまとめた点検記録書を様式を定めて安全点検ごとに作成し、報告書として活用するとともに、次回以降の安全点検等の参考とするため、各年度別に保管することが望ましい。

(2) 発見された公園施設の変状及び異常に対する適切な措置

安全点検等により発見された変状及び異常については、直ちにその程度に応じて公園施設の使用中止、修繕の応急措置を講ずるとともに、補修、移設、更新などの本格的な措置の方針を迅速に定めて、その措置を行うものとする。

なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に事故が発生しないよう、現場の管理に留意する。

(解 説)

- 1) 発見された公園施設の変状及び異常については、その危険度を過去の管理履歴等を参考に判定し、危険度のより高いものは優先的に使用中止などの応急措置、補修、移設、更新などの本格的な措置を講ずる。特に、生命に危険を及ぼす、重度の障害をもたらす、身体の欠損を引き起こすなどのおそれのある公園施設の変状及び異常は、早急に取り除く。
- 2) 公園施設の変状及び異常に対する措置
 - ・特に公園施設の倒壊、部材の欠損・消失等により衝突、接触、落下、挟み込み、転倒、溺れのおそれがあるなど、重大な事故につながるおそれがある公園施設の変状及び異常が認められた場合には、直ちに公園施設の一部又は全体の使用中止の措置を講ずる。
 - ・公園施設を使用中止とする場合は、立入り防止柵の設置や、可動部分の結束又は取り外し、公園施設全体をシートで覆うなどにより、当該公園施設に近づくことができないようにするなど、使用することができないよう直ちに適切な措置を講ずる。その際、これらの措置が不十分であると、結果として予期せぬ利用を生じさせ、事故を発生させるおそれがあることに留意する。併せて、使用中止の旨を掲示し注意を喚起する。
 - ・本格的な措置の方針を定める際には、公園施設の通常有すべき安全性を確保及び向上させるとともに、必要に応じて専門技術者の意見を求める。(「Ⅲ－7 安全点検後の措置」参照)
- 3) 故意による破損や落書きに対する措置
 - ・故意による破損、落書きなどを放置することは、公園内の環境を悪化させたり、破壊行為を助長することになるため、速やかに落書きの消去や破損した公園施設の修理などを行うとともに、再発の防止策にも配慮することが望ましい。

■参考資料（公園施設の変状及び異常の例）

- ・デッキの手すりぐらついている。
- ・木橋の床板が腐朽して、隙間がある。
- ・バスケットゴール、ボードが破損して、ぐらついている。
- ・ベンチの座板部が破損して、隙間やぐらつきがある。
- ・パーゴラの鉄製支柱が、錆により朽ちて、傾いている。
- ・転落防止柵が部分欠損して、隙間がある。
- ・モニュメントの台座にひびが入って、ぐらついている。
- ・園路に隣接した枯損高木が放置されている。

■参考資料（応急措置の例）

- ・座板が破損したベンチ全体を、シートで覆い、そのシートをしっかりと固定したうえで、使用禁止テープを張り、注意喚起を行う。
- ・倒れた高木周辺に、カラーコーンを設置し、立ち入り禁止テープを張り、注意喚起を行う。
- ・立ち入り禁止としたパーゴラを、ガードフェンス（B型バリケード）で囲む。

(3) 公園施設履歴書の作成と保管

公園施設の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者等を記載する公園施設履歴書を必要に応じて公園施設ごとに作成することが望ましい。公園施設履歴書には、点検記録書を活用して公園施設の安全点検の実施状況や点検結果、公園施設の更新、補修、修繕、維持保全等の実施状況、利用状況、健全度等、公園施設の維持管理上必要な情報を定期的に記載し履歴として保管するとともに、安全点検の継続的な見直しに活用することが望ましい。

(解 説)

- 1) 公園施設履歴書は、公園施設の維持管理・更新等を適切に行っていくために、当該公園施設の設置に関する記録、安全点検の実施状況に関する記録、設置時点から現在に至るまでに実施した構造部材や消耗部材についての修繕等の維持管理に関する情報等を記載した履歴書として整備することが望ましい。その上で、公園施設の設置に当たって製造者、施工者に提出を求めた公園施設の安全性の確保に必要な資料とともに保管することが望ましい。
- 2) 公園施設履歴書には、公園名（設置場所）、公園施設の種類・名称、設置年月、施工者、処分制限期間等を記載するとともに、必要に応じて製造者名、素材等を記載する。また、点検記録書を活用し、安全点検の実施状況、点検結果、公園施設の利用状況等、公園施設の維持管理上必要な情報について、定期的に追加し、保管していくものとする。
公園施設履歴書を活用し、公園施設の通常有すべき安全性を確保及び向上させるために、安全点検→変状及び異常の発見→応急措置→本格的な措置→使用再開→点検結果等の記録→安全点検というサイクルにおいて、安全点検の継続的な見直しに活用することが望ましい。
- 3) 構造部材の補強、塗装等、消耗部材の交換、塗装等の維持保全等の措置については、実施記録をその都度追加記載するものとする。
- 4) 公園施設履歴書は、公園施設の新設又は更新を行う際に必要に応じて作成することが望ましいが、既存の公園施設についても、公園台帳に記載されている情報を活用しながら、履歴についての調査を行った上で、都市公園ごとに長寿命化計画における健全度調査票^{注2}と様式を共用するなど、計画的に作成して保管することが望ましい。

注2) 健全度調査票：長寿命化計画において、公園施設の構造部材及び消耗部材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する健全度調査を実施する際に使用する調査票を指す。

■参考資料（健全度調査票と様式を共用した公園施設履歴書の例－1）

公園施設履歴書					
No.	◆				
公園名	●●公園				
公園施設種類	▲▲施設(●●施設)				
公園施設名	■ ■ ■				
施設コード					
数量	▲棟				
規模	●●m ²				
主要部材(使用素材を明記)	■ ■ ■				
設置年月	S ▲▲年度				
製造者、施工者					
経過年数	●年				
処分制限期間	■年				
長寿命化計画における管理類型	型				撮影日 平成●年●月●日
利用・管理状況と管理者の意向					
基準適合状況（遊具指針、移動等円滑化整備ガイドラインへの適合）					
遊具指針					
移動等円滑化整備ガイドライン					
健全度（A>B>C>D：Aが一番健全）	調査日(第1回)平成 ●年 ●月 ●日				
健全度判定	A・B・C・D	指標考慮 ^{注3} (特に優先度が高い場合高とする)	高・低	緊急度判定	高・中・低
使用禁止の判定	使用禁止とする ・ 使用禁止としない				
劣化状況					
部材	構造部材		消耗部材		
美観状況					
その他健全度判定における特記事項					
安全点検の履歴					
点検履歴	年度・月	日常		定期	
利用状況 ^{注4}					

注3）指標考慮とは、緊急度を判定する際に考慮する指標として、利用者数が多い、歴史的な価値がある等の公園施設ごとの状況に応じて、公園管理者が任意に設定する事項

注4）公園利用者が利用する公園施設のみ記載する事項

■参考資料（公園施設履歴書の例－２）

○措置履歴

修繕、補修、移設、更新、その他の対策等の実施記録
<p>*実施年月日、実施者（委託の場合は、受託者名）を必ず記載し、必要な図面、写真等を添付する。</p>
備考
<p>*事故や苦情等について記載する。</p>

(4) 公園施設の利用状況の把握

公園施設の利用状況を知ることは、公園施設の安全対策を行う上で重要であり、日常的な巡視や公園利用者・地域住民の協力を得て公園施設の利用状況を把握し、維持管理・更新等に活かす必要がある。

(解 説)

- 1) 安全点検における着眼点をより明確にするため、また、社会的な耐用年数に基づく更新などの安全対策の必要性の検討を行う上で、どの年齢層の公園利用者が、どのように公園施設を利用しているかなど、公園施設の利用状況を把握することが望ましい。
- 2) 都市公園に公園管理者が常駐していない場合があることから、各公園に対するきめ細かな状況把握は、公園利用者・地域住民の協力を得ることも有効な手段である。協働して公園施設の利用状況を把握することによって公園利用者・地域住民の都市公園や公園施設の安全に関する意識を高める効果も期待できる。(「Ⅱ-4-1 (8) 公園利用者・地域住民との協働による公園づくり」参照)

(5) 事故への対応

事故を発見した場合、あるいは連絡があった場合には、負傷者への適切な対応を行う必要がある。

また、事故のあった公園施設を使用中止にするなどの応急措置を行うとともに、事故の状況等を把握、分析、記録し、本格的な措置などにより再発防止に努める必要がある。

なお、公園利用者の目に触れやすい場所に関係官署や公園管理者の連絡先を掲示し、公園利用者が容易に連絡できるようにしておくことが望ましい。

また、事故の備えとして賠償保険への加入などの対応が望ましい。

(解説)

1) 事故への対応にあたっては、事故が発生した場合には直ちに必要な対策が講じられるよう対応を図るとともに、事故の再発防止に努める必要がある。

①負傷者への適切な対応

・事故を発見した場合、あるいは連絡があった場合には、負傷者の救護や負傷者への応急手当などの、負傷者への適切な対応を最優先する。

②速やかな連絡

・負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずるため、消防署のみならず、公園管理者へも速やかに連絡がとられるよう緊急連絡手段を確立しておく必要がある。

・公園利用者が容易に事故の発生を連絡できるよう、公園には、事故が起きたときに何をすべきか示すため、公園名（所在地）とともに以下の内容を公園利用者が利用する公園施設の近傍等に少なくとも1箇所掲示することが望ましい。

◇救急車要請先（119番）

◇公園管理者の連絡先

◇最も近くに設置されている電話がある場所

③使用中止等の応急措置の実施

・公園管理者は、事故が発生した公園施設に対し、ただちに使用中止等の応急措置を迅速かつ適切に講ずる。

④事故の再発防止

・公園管理者は、事故の再発防止対策として、事故が起きた公園施設について事故の状況等を把握、分析し、必要に応じて補修、移設、更新等の本格的な措置を講ずる。

・公園管理者は、事故や苦情の記録の蓄積・整理を行い、必要に応じて記録を見直し、改善すべき点を抽出し、維持管理計画に反映させる。

⑤事故への備えとなる賠償保険

・負傷者に適切に対応するため、公園施設の管理瑕疵に起因する損害賠償などに備え、設置した公園施設に適用される保険への加入などの対応が望ましい。さらに、既製品を用いる場合には、製造者が製造物責任法に対応する保険に加入しているか確認しておく。

■参考資料（都市公園において事故が発生した場合に適用される賠償保険の例（被保険者が地方公共団体の保険））

- ・被保険者が都道府県の場合：「施設賠償責任保険」
- ・被保険者が市の場合：おおむね「全国市長会市民総合賠償補償保険」（「賠償責任保険」と「補償保険」にて対応）
- ・被保険者が町村の場合：おおむね「全国町村会総合賠償補償保険」（「賠償責任保険」と「補償保険」及び「公金総合保険」のうち、「賠償責任保険」と「補償保険」にて対応）

(6) 事故に関する情報の収集と活用

事故の発生に際しては、発生状況の把握と分析を行い、記録することで、その後の重大な事故につながる危険性を予見することが可能となり、事故の再発防止、公園施設の改善などに反映させることが必要である。

事故の発生状況などの情報については、公園管理に関わる者が共有・交換し、相互に役立てることが望ましい。

特に、重大な事故もしくは重傷者の発生する事故が起きた場合には、関係者が速やかに情報を共有できるよう、国への報告などの必要な措置を行うものとする。

(解 説)

- 1) 安全対策を講ずる上で、事故事例から学ぶことは多い。既に起きた事故の状況記録と原因分析は安全管理上必要なため、これらの情報の蓄積・整理を行い、必要に応じて記録を見直し、公園施設の安全性の確保のための対策に活かす。

①事故情報の記録

- ・事故の発生状況などの情報は、公園管理に関わる者の間で、あるいは地域住民などとの間で共有することを前提に、事故の発生日時、場所、負傷者本人の情報、負傷部位、負傷の種類・程度、事故概要などの必要事項を分かりやすい書式を定めて記録する。(p. 27、28「■参考資料(記録しておくの良い項目)」参照)

②事故情報の活用

- ・公園施設利用における事故防止事例等の情報の収集、記録、蓄積をすることで、重大な事故につながる危険性を予見することが可能である。そのため、公園管理者は事故の発生に際しては、発生状況の記録と分析を行い、事故の再発防止、公園施設の改善などに反映させる必要がある。
- ・事故情報は、地方公共団体内等の公園管理に関わる者にとどまらず、学校教育、児童福祉、老人保健施設などの関連部署や、他の地方公共団体等の公園管理者などが情報を共有・交換することにより、相互の対応改善に役立て事故の再発防止に資することが望ましい。

- 2) 公園施設における事故が発生した場合については、「都市公園における事故の防止について」(平成2年2月19日付け建設省都公緑発22号都市局公園緑地課長通知)及び「都市公園の安全管理の強化について」(平成11年12月24日付け建設省都公緑発第89号都市局公園緑地課長通知)及び「都市公園における安全確保について」(平成27年4月1日付け国都公景第1号都市局公園緑地・景観課長通知)をもって、同種事故の再発防止などを図るため、その状況などを調査の上、速やかに報告するよう公園管理者に依頼している。

■参考資料(「都市公園における事故の防止について」(平成2年2月19日付け建設省都公緑発22号都市局公園緑地課長通知)(抜粋))

公園施設に起因する事故が発生した場合、同種事故の再発防止等を図るため、当該事故(30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生したもの)について、その状況等を調査の上、速やかに当職あて報告することとされたい。

■参考資料(「都市公園の安全管理の強化について」(平成11年12月24日付け建設省都公緑発第89号都市局公園緑地課長通知)(抜粋))

「都市公園における事故の防止について」(平成2年建設省都公緑発22号)において、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて報告するよう依頼しているところであるが、同種の事故の再発を防止するためには、事故に関する情報を発生後早期の段階で共有することが不可欠であることから、今後とも速やかな報告に努められたい。

■参考資料「都市公園における安全確保について」（平成27年4月1日付け国都公景第1号都市局公園緑地・景観課長通知）

公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて速やかに報告するようお願いする。

■参考資料（記録しておくの良い項目－１）

事故情報記録			
事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
公園管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等)			
保護者等の見守り状況			

■参考資料（記録しておくの良い項目－２）

当該公園施設の写真・図面			
<input type="checkbox"/> 別紙添付あり <input type="checkbox"/> 別紙添付なし			
事故発生後の対応			
負傷者の 救助内容	応急手当		
	搬送		
当該公園施設の 措置の内容	応急措置		
	本格的な措置		
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省		
備考			
記録者			
氏名		所属	

(7) 公園利用者に対する公園利用の安全意識に関する啓発

公園施設に関わる事故を未然に防ぎ、公園施設の安全性の確保を図るためには、その利用状況を踏まえた上で、公園管理者と公園利用者・地域住民との間で、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等を把握し、事故につながる危険性を予見する考え方や公園利用者・地域住民に期待される役割などについて共通の認識を持つことが望ましい。

公園施設の安全対策の実施には、公園利用者の協力が不可欠であるため、公園管理者は、地方公共団体内の関係部署や地元自治会等地域住民との相互協力のもとで、公園利用者が自らの服装や公園施設の変状及び異常などに注意を払うことなど、公園施設の安全な利用の啓発に配慮する。また、公園利用に関わる民間団体との連携を図り、公園利用者・地域住民に対し、公園施設を安全に利用するための啓発を協働で行うことが望ましい。

(解 説)

- 1) 公園利用者が公園施設の利用における安全性の確保について正しい知識を有することにより、例えば人間の荷重が想定されていないモニュメントに登るなどの危険な利用を防ぐことができる場合がある。公園施設に関わる事故を未然に防ぐためには、その利用状況を踏まえた上で、公園管理者と公園利用者・地域住民との間で、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境等に応じた各公園に特有の安全性の確保について、認識を共有できるよう安全意識の啓発や意見交換を行うことが望ましい。

①公園利用者・地域住民への啓発

- ・公園利用者、特に保護者に対し、公園施設の危険な利用方法、行動、服装など、公園施設の安全な利用のため注意を払う必要がある事項、公園施設の変状及び異常を発見した場合における連絡先などの情報を提供する必要がある。また、地域住民に対しても同様の情報提供を行い、公園施設の危険な利用を見かけた場合の注意喚起、公園施設の変状及び異常を発見した場合の連絡について、協力を求めることも有効であると考えられる。
- ・安全対策に関する情報提供の方法には、公園における掲示のほかに、パンフレットの作成、地方公共団体発行の広報紙やホームページへの掲載、幼稚園・保育所、児童館、学校など、子どもに関わる施設、地方公共団体内の関係部署、地元自治会等への啓発協力依頼などがある。

■参考資料（公園利用者への公園利用の啓発の例）

- ・公園管理者が、公園利用時における子どもの服装に関するパンフレットを作成・配布するとともに、ボランティアからの声かけも呼びかけるなど、公園施設の安全な利用の啓発を行っている。
- ・公園の施設について、ボランティアとの協働点検を行っている。

②意見交換の有効性

- ・情報提供の際には公園の安全管理についてどのような対策を講じているか示した上で、公園管理者側からの一方的な働きかけとしないように意見交換などを行い、公園利用者・地域住民からの安全に関する情報、意見、要望を安全対策へ反映させ公園利用者・地域住民の知識や経験を活用することは、安全対策上有効であると考えられる。

(8) 公園利用者・地域住民との協働による公園づくり

都市公園の維持管理は、公園管理者が行うものであるが、公園管理者が常駐していない場合があるため、公園利用者・地域住民と連携し、公園施設の安全対策に関する共通認識を持つとともに、補完的な安全点検などへの協力を得るなど、公園施設を一層安全に保つことが望ましい。

公園利用者・地域住民が、公園の利用状況に対して関心を持ち、危険な行動を見かけた場合、注意あるいは制止、もしくは公園管理者に連絡をするなど協力を得ることが望ましい。

また、公園利用者・地域住民、都市公園に関わる民間団体が、公園施設の変状及び異常を発見した場合には、公園管理者に連絡するなどの必要な措置を講じ、公園における通常有すべき安全性の確保及びその向上に積極的に関与していくことが望ましい。

(解 説)

- 1) 維持管理は、通常有すべき安全性を確保及び向上させるための点検手順に従った確実な安全点検の実施など、原則として公園管理者が行うものである。
- 2) 地域社会と日常的に深く関わり、地域住民の目が行き届いている公園では、公園利用者・地域住民による公園施設の危険な利用に対する注意喚起や公園利用者が利用する公園施設の故障や破損など、変状及び異常の早期発見、事故発生時の対応などの点で、より安全性が向上することが期待できる。
 - ①公園施設の利用に伴う事故の軽減には、公園利用者・地域住民の注意と協力を必要とするものであることから、公園施設の利用に適した服装、適切な方法で利用するなど、安全対策について、掲示などで周知する。ただし、子どもは自己判断が十分でないことがあるため、公園施設の適切な利用を要求することは限界があり、公園管理者等が常駐していない公園では、保護者・公園利用者・地域住民が関心を持って見守ることが必要となる。
 - ②公園施設の変状及び異常はいつ発生するか予測できないものもあるため、公園管理者による安全点検の後も公園利用者・地域住民及び公園利用に関わる民間団体が注意を払い、公園施設の変状及び異常を発見した場合には、公園管理者に連絡できるよう、連絡先を掲示する。そのため、発生しやすい公園施設の変状及び異常の例示は有効であると考えられる。
 - ③公園利用者・地域住民の社会参加への意向を確認した上で、公園施設利用前の安全確認などの補完的な安全管理の取組みに公園利用者・地域住民の協力を得る仕組みの確立や、事故への対応を地域住民とともに考えることが望ましい。

■参考資料（公園利用者・地域住民からの連絡の例）

- ・都市公園等の不具合などを発見した場合に、地域住民から写真付きレポートとして Web 上へ投稿してもらう仕組みをつくる。
- ・既に設置されている公園内の看板に、公園管理者名と電話番号に加えて、夜間休日の緊急連絡先を明記する。

- 3) 公園の維持管理・更新等の様々な局面において公園利用者・地域住民の参画を得るなど、公園利用者・地域住民の共有財産として親しまれる公園づくりを進めることは、安全性の確保及びその向上には有効であると考えられる。

■参考資料（公園利用者・地域住民との協働の例）

- ・子どもや公園利用者・地域住民の参加による、既存の公園施設の評価
- ・地域住民とのワークショップによる公園施設の利用に関するルールづくり

- 4) 公園利用者・地域住民から苦情だけでなく好ましい点も聴取することが重要であり、こうした情報を得るための場を設けることが、安全な公園づくりにおいて有効であると考えられる。

- 5) 公園に関わる民間団体において、公園利用者・地域住民向けに作成するパンフレット等に、公園施設を安全に利用するための観点を示すことも有効であると考えられる。

Ⅱ－４－２ その他の段階

(1) 計画・設計段階

計画・設計段階では、公園施設の設置場所の選定や構造等について、安全対策を講ずるものとする。

公園施設の設置場所の選定においては、安全性の確保のため、公園施設の利用方法を想定するとともに事故につながる危険性を予見し、必要に応じて周辺の土地利用や、見通しなどを考慮した安全な利用動線を設定する。公園施設の設置場所の地形や、日照、潮風、降雪、凍結などの公園施設の劣化に大きな影響を与える環境条件等や管理のしやすさなどを考慮し、必要な安全対策を講ずる。その際、公園施設の機能や効用を損なわないよう配慮する必要がある。

土木構造物、建築物などの関連する分野において指針等が定められているものについてはそれらの指針等を踏まえる。公園施設は、主に屋外に設置されるものであることから、材料の耐水性や耐候性、仕上げに配慮するとともに、点検整備、工具による部品交換が容易なものとする。

公園施設の計画・設計に当たっては、安全点検の結果を活用し、安全性を一層向上させることが望ましい。

(解 説)

- 1) 公園施設を設置する場所については、必要に応じて以下の事項を検討する。
 - ・ 施工後には措置が困難な問題があることを念頭に、公園施設の利用方法を想定するとともに、事故につながる危険性を予見しつつ、メンテナンスのしやすさ等に配慮する。
 - ・ 公園利用者が利用する公園施設は、安全性や防犯性を高めるため、十分な見通しや安全な利用動線、施設間の間隔を確保し、公園利用者が動線の交錯なしに容易にアクセスし安全に利用できるものとする。
 - ・ 都市公園への出入り口が車の通行する道路や駐車場に近接して設置される場合は、飛び出し事故を防止するフェンスや柵を設けるなど、利用に関して一定の制限を設ける。
 - ・ 公園施設の利用目的や形態に応じ、平坦地、傾斜地などの地形を活かした公園施設の設置場所を選定する。
 - ・ 日照、通風、土砂の流出や排水不良などの環境条件は、公園施設の腐食・腐朽などの原因となる場合があることから、適切な環境改善対策を講ずる。
 - ・ その他、気候、環境条件、想定される利用状況、管理のしやすさ等に配慮する。
 - ・ 都市公園の機能や効用を維持するため、過度に安全性を重視することにより、公園利用者が自由に利用できる空間の減少や都市公園の景観の悪化等につながらないように、公園利用者の円滑な都市公園の利用が確保されるよう配慮する。
- 2) 公園施設の構造においては、必要に応じて主に以下の事項を検討する。
 - ・ 公園施設を設計する際には、施工後には措置が困難な問題があることを念頭に、事故につながる危険性を予見しつつ、維持管理についても配慮し、点検整備、部品交換が容易なものとする。また、利用方法や供用期間などを想定し、必要な場合は材料の安全性に関する資料などを確認する。
 - ・ 土木構造物、建築物などの関連する分野の指針等が定められているものについては、それらの指針等に定められている事項を踏まえる。特に、公園利用者が利用する公園施設については、公園利用者の利用に適するとともに、接合部などの細部の構造も安全であることを確認する。
 - ・ 公園利用者が利用する公園施設において、公園利用者が手で触れられる部位では、安全な端部や隙間の形状、平滑な仕上げ、容易に外れないボルトまわりの処理などに配慮する。また、表面仕上げは材料自体に有害性がないこと、降雨によって特に滑りやすくなるなどの利用上の安全性が損なわれないことなどに配慮する。

- 3) 公園施設を計画・設計する際には、点検記録書や公園施設履歴書に記載されている、類似公園施設の履歴（変状及び異常の発生や措置の状況、利用状況など）を参考に、公園施設の環境条件や利用状況に応じた公園施設の配置や材質の選定を行うことが望ましい。

■参考資料（計画・設計段階における公園施設の設置場所の例）

- ・飛び出し等を考慮して、子どもの遊び場と主要園路は隔離して配置する。
- ・幼児の遊び場と、小中学生の活動的な利用が主となる遊び場は明確に分離して配置するなど、公園施設の利用者層や利用形態の違いを考慮して公園施設を配置する。
- ・転落の危険性のある落差のある場所に接して園路や広場空間等を配置する場合には、転落防止柵を設置する。
- ・湿潤地や海岸沿いなどの環境条件等を考慮して、水はけの良い場所に四阿などの公園施設を配置する。
- ・降雪や凍結などの環境条件を考慮して、園路・階段・スロープのルート設定を行う。
- ・車道への出入口周囲は見通しを確保するよう公園施設を配置する。
- ・健康器具系施設などの公園利用者の落下や転倒の恐れのある公園施設は、落下や転倒の際に他の公園施設に衝突しないように配置する。
- ・高木に隣接する場所に公園施設を設置する場合には、将来の樹形を想定して公園施設を配置する。

■参考資料（計画・設計段階における公園施設の安全対策の例）

公園利用者が利用する公園施設等における主な安全対策として、以下が挙げられる。

○絡まり・ひっかかり対策

- ・衣服の一部などが絡まったり、身体がひっかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない
- ・突起の形状に留意し、埋め込み、ふたを被せるなどの工夫する

○落下対策

- ・階段や通常子どもが飛び降りることができる高さを超える場所には、必要に応じて転落防止柵などを設ける
- ・落下の恐れのある場所に登れないように足がかりをつくらない

○挟み込み対策

- ・身体の一部が引き抜けなくなる、あるいは挟み込まれるような開口部や隙間を設けない

○その他の危険への対策

- ・つまづかないように基礎部分を埋め込むか、垂直に立ち上げず設置面にすり付ける
- ・どの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁（ふち）、ささくれをつくらない
- ・部品や部材を簡単に外すことができないようにする
- ・排水路などの溺れの恐れのある場所へ立ち入らないようにフェンスを設ける

(2) 製造・施工段階

製造・施工段階では、設計図書に基づき指針、規格等に沿って、品質管理の徹底等の安全対策を講ずるものとする。

公園管理者は、公園施設の据付けや、現場打ちの構造物（重力式擁壁、石積みなど）の施工に当たっては、公園施設の十分な安全性の確保を図るため、施工受託者又は請負者（以下、「施工者」という）に対して、基礎部分の設置面への収め方などの公園施設の利用における安全性の確保や、公園施設の耐久性に配慮した接合、仕上げ等、施工の各段階における品質管理の徹底について指示などを行う。土木構造物、建築物など関連する分野において指針等が定められているものについては、それらの指針等を踏まえる。

製品化されている公園施設は、製造受託者又は請負者（以下、「製造者」という）に対して、公園施設の安全性の確保を図るため、日本工業規格などの諸規格に沿って、材料の経年変化などを勘案しつつ、身体に悪影響を及ぼすおそれのある物質を含まない耐久性のある材料を使用するとともに、製造の各段階における品質管理を徹底するよう指示などを行う。

公園施設の製造・施工に当たり、安全性が確保されていない点が発見された場合は、速やかに設計変更等の措置を講ずる必要がある。

また、安全点検の結果を活用し、公園施設の配置や材質の確認を行い、公園施設の安全性を一層向上させることが望ましい。

あわせて、公園内の工事施工期間中においても、公園利用者の安全性の確保を図る。

(解 説)

- 1) 公園管理者は、製造者及び施工者に対して、設計図書に基づき、公園施設の製造・施工において適用・準用される指針、規格等に沿って、品質管理の徹底等の安全対策を講じて製造・施工させる必要がある。

■参考資料（公園施設の製造・施工において適用・準用される主な指針・規格など）

- ・日本工業規格
- ・日本農林規格
- ・軽鋼構造設計施工指針・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ステンレス建築構造物工事標準仕様書（一般社団法人ステンレス構造建築協会）
- ・アルミニウム合金建築構造物設計施工規準案・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・木構造計算規準・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・インターロッキングブロック舗装設計施工要領
（一般社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会）
- ・防護柵の設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路橋示方書・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工 擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工 カルバート工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工 盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工 切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）

など

- 2) 公園施設の製造・施工においては、必要に応じて以下の事項を検討する。
- ・実際の利用の状況、予見される事故につながる危険性、将来のメンテナンスの容易さ、計画・設計段階で考慮されていない事故につながる危険性の有無等に配慮する。
 - ・十分な安全性の確保を図るため、公園施設の製造・施工において適用・準用される規格や指針などに沿って、品質管理を徹底するよう、製造者及び施工者に対して、指示・承諾・協議などを行う。
 - ・維持管理段階における安全点検や修繕・補修を適切に行うため、製造者及び施工者に対して、材料や構造、安全点検の要点など、公園施設の安全性に関わる資料の提出を求める。
 - ・公園施設の形状寸法、部材寸法及び配置、仕上げなどの項目について、安全性の確保の観点のため設計変更する必要があると認めるときは、製造者及び施工者に対して、指示・承諾・協議などを行う。
- 3) 製造物の欠陥により損害が生じた場合、製造物責任法に基づく製造者の損害賠償責任があることに留意する。
- 4) 公園施設を製造・施工する際には、点検記録書や公園施設履歴書に記載されている、当該公園施設の履歴（変状や異常の発生や措置の状況、利用状況など）を参考に、環境条件や利用状況に応じた公園施設の配置や材質の確認を行い、公園施設の安全性を一層向上させることが望ましい。
- 5) 公園利用者が施工中や供用前の公園施設に近づくことがあるため、施工現場や供用前の公園施設にアクセスできないように柵などで囲うか、あるいは案内板などによって注意を喚起するなどの事故防止対策を徹底する。

Ⅲ 安全点検の実施

Ⅲ－１ 安全点検の意義

安全点検は、公園施設の変状及び異常を発見した際の応急措置及び本格的な措置までの一連の対応を行う安全性の確保対策の中で最も基本的な作業であり、公園施設の通常有すべき安全性の確保及びその向上において重要な役割を果たす。

(解 説)

- 1) 公園施設の安全点検が不十分である場合、重大な事故につながる危険性が見落としなどによって、重大な事故が起こる可能性が高くなる。日頃の適切かつ確実な安全点検を通じて重大な事故につながる危険性を発見し、適切な措置を講ずることにより、事故を未然に防止することが可能となるなど、安全点検は安全確保対策の中で最も基本的な作業である。なお、安全点検は、安全点検→変状及び異常の発見→応急措置→本格的な措置→使用再開→点検結果等の記録→安全点検というサイクルを繰り返し安全点検の継続的な改善を図る、一連の対応を行うものである。
- 2) 安全点検の重要性
 - ・安全点検により変状及び異常が発見され、応急措置及び本格的な措置が検討、実施されることから、公園施設の通常有すべき安全性の確保及びその向上において安全点検は重要な役割を果たす。特に、過去の事故事例、事故防止事例、公園施設の利用状況等を踏まえ、事故につながる危険性を予見する観点から安全点検を行う。
 - ・安全点検の実施にあたっては、予め定めた項目、手順に従って確実に安全点検を行うことが望ましい。また、公園施設が多種多様であることを踏まえて、公園内に設置されている公園施設の類型区分に応じて、公園施設の点検項目を定めることが望ましい。

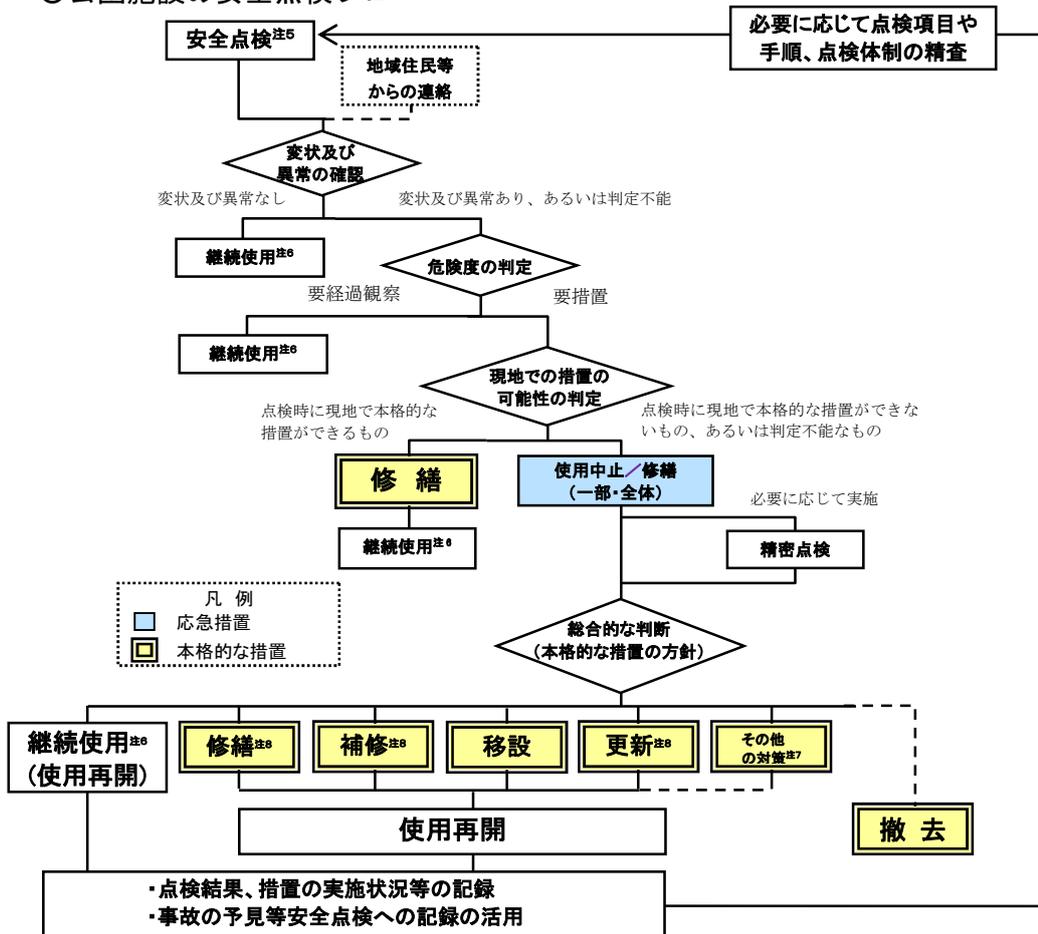
Ⅲ－２ 安全点検の流れ

安全点検は、下記の「公園施設の安全点検フロー」に沿って、適切かつ確実にを行う。

安全点検において公園施設の変状及び異常を発見した場合には、直ちに危険度の判定を行い要措置か要経過観察の判定を行う。要措置としたものについては、現地での措置の可能性の判定を行い、現地で措置が可能なものについては修繕を行い継続使用とする。点検時に現地で本格的な措置ができないもの、あるいは判定不能なものについては、直ちに使用中止するなどの応急措置を行う。その後、本格的な措置の方針を定める総合的な判断を行い、補修、移設、更新等の本格的な措置を行う。なお、点検時に現地で本格的な措置ができないもの、あるいは判定不能なものうち、公園施設の構造や点検に関する専門的な知見、技能が必要なものについては、必要に応じて精密点検を行い専門技術者の見解を踏まえて、公園管理者が総合的な判断を行い、本格的な措置を行う。

点検結果、措置の実施状況等を記録し、保管するとともに、その記録を事故の予見等安全点検に活用する。

○公園施設の安全点検フロー



注5) 安全点検の内容については「Ⅲ－４ 安全点検の内容」を参照のこと。

注6) 継続使用とした際には、使用再開と同様に点検結果、措置の状況等を記録する。

注7) 転落の危険のある池や崖など、危険ではあるがそれ自体の補修・移設・更新等が困難なものについては、立入禁止、危険表示等の安全対策を行う。

注8) 「修繕」、「補修」、「更新」の考え方については、「用語の解説」(P. 5 1)を参照のこと。

(解 説)

1) 安全点検の各段階における対応者と内容については、以下のとおり。

安全点検の段階	対応者	内容
変状及び異常の確認	点検者	<ul style="list-style-type: none">安全点検において、変状及び異常の有無を確認する。変状及び異常がない場合には、継続使用とする。変状及び異常がある、あるいは判定不能な場合には、速やかに危険度の判定を行う。
危険度の判定	点検者	<ul style="list-style-type: none">危険度に応じた措置の必要性を判定する。要経過観察とした場合には、継続使用とする。なお、要経過観察とした公園施設については、点検結果を踏まえて次の安全点検を行う必要がある。要措置としたものについては、現地での措置の可能性の判定を行う。
現地での措置の可能性の判定	点検者	<ul style="list-style-type: none">点検時に現地で本格的な措置ができるか判定する。現地で本格的な措置ができるものについては、修繕を行った上で、継続使用とする。現地で本格的な措置ができないものについては、直ちに使用中止するなどの応急措置を行い、安全性を確保した上で、総合的な判断を行う。使用中止とする場合は、直ちに当該公園施設を使用することができないように立入防止柵の設置や公園施設全体をシートで覆うなどの適切な措置を講ずる。併せて、使用中止の旨を掲示し注意を喚起する。点検時に現地で本格的な措置ができないもの、あるいは判定不能なものについては、必要に応じて精密点検を行い専門技術者の見解を踏まえて、総合的な判断を行う。
総合的な判断 (本格的な措置の方針)	公園管理者	<ul style="list-style-type: none">総合的な判断（本格的な措置の方針）においては、公園施設の「構造」、「使用方法」、「公園施設の設置場所の環境」、「利用状況」、「社会的な耐用年数」などを具体的個別的に判断し、補修、移設、更新等の本格的な措置の方針を定めて、本格的な措置を行う。その際、長期にわたり措置を講ずることなく放置することのないようにする。また、総合的な判断（本格的な措置の方針）においては、公園施設の周辺や関係する公園施設の状況、公園施設の利用状況、気象条件などの地域や土地の特性に応じた地域の実状が尊重されるべきであり、安全性の確保の上、公園施設の設置場所の環境や利用状況、地域の実状等を踏まえて、公園施設の機能や効用が維持できるよう、柔軟に対応する。なお、公園管理者が、過度に安全性を重視した措置を行い、公園利用者が自由に利用できる空間の減少、公園の景観の悪化、公園施設の機能や効用が制限されるなど、公園施設の機能や効用が損なわれないよう留意する。

■参考資料（安全点検における判定基準等の例）

○アスファルト舗装

- ・破損の程度の目安は、わだち掘れ深さが35mm以上程度（明らかな滞水が確認される状態）であり、わだち掘れの形状や発生形態、沿道状況や工事履歴などから推察した発生原因を考慮して、維持管理修繕工法を選定する。

出典：「舗装の維持修繕ガイドブック2013」

（平成25年11月、公益社団法人日本道路協会）

○歩行者系ブロック

- ・ブロック舗装の維持管理基準（歩行者の安全性にかかわる舗装の損傷の評価）では、わだち掘れ・局部沈下・磨耗深さが30mm以上であり、基準値を参考にして破損の原因を究明し維持または修繕を図る。

出典：「インターロッキングブロック舗装 維持・補修要領」

（平成24年8月、一般社団法人インターロッキングブロック 舗装技術協会）

○防護柵

- ・防護柵が事故、災害などにより変形または破損するなど、防護柵の機能を十分果たせなくなった場合は、ただちに補修し、常に防護柵の機能を十分に発揮できるようにしなければならない。
- ・すり傷により塗装がはく離した場合、または錆などにより塗膜のはく離が著しい場合は、塗装しなければならない。

出典：「防護柵の設置基準・同解説」

（平成20年1月、公益社団法人日本道路協会）

- 2) 公園施設の通常有すべき安全性を確保及び向上させるために、安全点検→変状及び異常の発見→応急措置→本格的な措置→使用再開→点検結果等の記録→安全点検というサイクルを繰り返すことにより、安全点検の継続的な改善を図ることが望ましい。
- 3) 点検結果や補修等の本格的な措置の実施状況を記録し、点検項目や手順、点検体制の精査を行うとともに、事故につながる危険性の予見等次回の安全点検に活用する。

Ⅲ－３ 安全点検の留意点

公園施設には、さまざまな種類、構造、材質のものがあり、適切かつ確実に安全点検を行うためには、これらの特性を踏まえて公園施設の種類等に応じて安全点検の留意点を整理しておくことが望ましい。

過去の事件事例や事故防止事例等から重大な事故につながる危険性が予見される箇所については、重点的に点検を行う。

安全点検の実施にあたっては、予め定めた項目、手順に従って確実にを行うことが望ましい。点検後の措置を行う際には、公園施設の機能や効用を損なわないよう十分に配慮するとともに、公園施設の構造に係る安全点検のみならず、公園施設の使用状況、公園施設の配置、及び利用状況等を把握することが望ましい。

なお、公園施設の変状及び異常の度合いによって危険度は異なり、危険度のより高いものは優先的に措置を講ずる。

(解 説)

- 1) 点検項目、手順については、「Ⅲ－２ 安全点検の流れ」及び「Ⅲ－６ 安全点検の項目」を参考にして、公園管理者が予め定めておくことが望ましい。
- 2) 適切かつ確実に安全点検を行うためには、点検漏れの防止に努め、判定基準の統一などを図る必要がある。その際、点検シート・点検カード等の点検記録書を活用するとともに、巡視ルート・順番、点検ポイント・要注意箇所を統一しておくことが考えられる。また、危険度の判定、現地での措置の可能性の判定における点検者の判定内容の個人差の影響をできる限り排除するため、複数の点検者もしくは点検者が交代で安全点検を行うことが望ましい。
- 3) 本指針の対象となる公園施設は、その構造から、「舗装等」、「工作物（土木構造物・その他）」、「建築物」、「植栽」に分けられる。
 - ・「舗装等」は、園路、広場、駐車場、階段、排水施設（側溝、枳）など
 - ・「工作物（土木構造物・その他）」は、ベンチ、固定式・移動式バスケットゴール・サッカーゴール、水飲み、外柵、車止め、標識、公園灯、モニュメント、灯籠、コンクリート基礎、橋梁、擁壁、護岸、のり面、カルバート、池、親水施設、四阿、門など
 - ・「建築物」は、トイレ、展望台、休憩所の建築物のうち床面積100m²未満のもの
 - ・「植栽」は、高木、樹林地、中・低木、生垣、花壇など
- 4) 安全点検にあたっては、以下のような点検対象の公園施設の種類に応じた特性、仕様など、基礎的な情報を予め把握し、留意点を整理しておくことが望ましい。

(材料特性や公園施設の種類に応じた点検)

 - ・公園施設を構成する構造部材・消耗部材には、金属類、木質類、コンクリート、プラスチック系材料、繊維材料など、様々な材料があり、それぞれの特性に応じた点検を行うことが望ましい。公園施設の種類等によっても、事故につながりやすい危険な箇所などがそれぞれあり、過去の実例等から特に重大な事故につながる危険性が予見されるポイントなどは、重点的に点検を行う。

(構造部材の安全点検)

- ・構造部材は、通常有すべき安全性を確保及び向上させるために適切に維持管理を行う必要がある。このため、劣化による公園施設の性能の低下を事前に防止する予防保全型管理等の考えに基づいて、安全点検を行う必要がある。構造部材のぐらつきや腐食・損傷、亀裂等の変状及び異常が確認された場合は、変状及び異常の度合いや当該公園施設の利用状況等を考慮し、公園施設の使用中止などの応急措置、本格的な措置を的確かつ迅速に判断する必要がある。また、公園内の同種の公園施設についても安全点検を行う。

(消耗部材の安全点検)

- ・消耗部材は、標準的な交換サイクルや実際の利用状況等に基づいて適切に交換する必要がある。このため、適時適切に交換、補修等を行うとともに、部材の脱落、破断等による事故を未然に防止する考えに基づいて、安全点検を行う必要がある。消耗部材の磨耗、変状、部品消失等が確認された場合は、その度合いや利用状況等を考慮し、公園施設の使用中止、部材の交換等についての確かつ迅速に判断するとともに、公園内の同種の公園施設についても安全点検を行う。

(公園施設の劣化)

- ・公園施設の劣化進行状況は、設置後の経過年数だけでなく、公園施設の類型区分や種類、使用材料や部位、構造、利用状況、地域の気象条件、立地条件、管理方法によって変わること留意する必要がある。

(長寿命化計画における健全度調査)

- ・長寿命化指針では、長寿命化計画における健全度調査を、遊具以外の予防保全型管理を行う公園施設については、5年に1回以上を標準として実施することが望ましいとされている。そのため、公園施設の健全度調査を定期点検と併せて実施することで調査の効率化を図ることが考えられる。ただし、健全度調査は構造部材の劣化の判断を主体とすることから、両者の点検を併せて実施する場合は、安全点検の考え方を踏まえて実施する必要がある。

- 5) 公園施設利用における事故防止事例や軽微な事故等の情報の収集等に心がけ、重大な事故につながる危険性を予見することが望ましい。公園管理者は、これらを念頭においた適切な点検を行い、事故を防止するための対策を講ずることが望ましい。
- 6) 公園施設の安全点検後、必要に応じて応急措置、本格的な措置を実施する場合があるが、その際、公園施設の機能や効用を損なわないよう、十分に配慮する必要がある。例えば、植栽の剪定において、公園利用者の見通しを確保した上で、景観を向上させるため樹形を樹木本来の自然樹形に近い形にする、必要以上に樹木を刈り込まないなど、当該公園施設がその機能や効用を最大限発揮できるようにする。
- 7) 公園施設の構造に係る安全点検のみならず、見通しなどを考慮した安全な利用動線が確保されているか、公園施設の腐朽・腐食の原因となる日照、通風、土砂の流出や排水不良などがいないか、重大な事故につながる危険な利用がされていないかなどの条件を把握することが望ましい。公園施設本体と併せて、公園施設の周辺や関係する公園施設を含めて、公園利用者が安全に利用できる環境であるかといった視点を持って点検を行うことが望ましい。
- 8) 公園施設の変状及び異常の度合いによって危険度は異なることから、危険度のより高いものは優先的に措置を講ずる。そのため、客観的に措置を要するか若しくは経過観察とするか判定できるよう、主な公園施設については、要措置又は要経過観察の判定基準を定めておくことが望ましい。

■参考資料（公園施設の主な点検のポイント）

舗装等	工作物（土木構造物・その他） ^{注9}	建築物	植栽
<ul style="list-style-type: none"> ○園路 <ul style="list-style-type: none"> ・通行上支障となる舗装面の変状、排水不良 ○階段・デッキ <ul style="list-style-type: none"> ・破損、腐食、腐朽、部材の欠損 ○排水施設 <ul style="list-style-type: none"> ・溝蓋、柵蓋の紛失、ズレ、がたつき、土砂や落葉の堆積 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本体 <ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、傾き、倒壊、ゆがみ、たわみ ○部材 <ul style="list-style-type: none"> ・ひび、破損、腐食、腐朽、欠損、消失、塗料の剥離、ボルト等のゆるみ、消失 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○天井・内壁 <ul style="list-style-type: none"> ・あばれ、き裂、浮き、はく離 ○床 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行への支障 ・磨耗等によるすべりやすさ ○照明器具等 <ul style="list-style-type: none"> ・点灯 ○窓・ドア <ul style="list-style-type: none"> ・がたつき、異音、さび <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽 <ul style="list-style-type: none"> ・倒木・枯損木・枯枝・危険枝・支障枝・病害枝、倒れやすい樹種の状態 ・病虫害の早期発見 ・剪定後の鋭利な枝先や枯れた低木の先端等の危険枝 <p style="text-align: right;">など</p>

出典：「建築物点検マニュアル・同解説」（平成19年8月、一般財団法人 建築保全センター）、「街路樹剪定ハンドブック」（平成23年8月、一般社団法人 日本造園建設業協会）等を参考に国土交通省作成。

注9）「工作物（土木構造物・その他）」には、建築物は含まない。

Ⅲ－４ 安全点検の内容

安全点検には、主に公園管理者が行う日常点検及び定期点検、専門技術者が行う精密点検、その他に、初期の動作確認等のために製造・施工者が行う初期点検がある。維持管理段階の安全対策の考え方を踏まえつつ、これらの安全点検を適切かつ確実に行うものとする。

日常点検は、公園施設の通常有すべき安全性を確保するため、巡視を主体とした日常業務の中で行う点検であり、定期点検は、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検である。精密点検は、日常点検や定期点検時に変状及び異常を発見した場合に、必要に応じて行う詳細な点検であり、初期点検は、公園施設の初期の動作、状態確認等のために行う点検である。

土木構造物、建築物などの関連する分野において要領等が定められている公園施設の安全点検の内容については、その要領等を参考としながら、当該施設の利用状況等を踏まえ、公園管理者が適切に検討するものとする。

植栽については、倒木や落枝等の重大な事故につながるものを中心に扱うものとする。

(解説)

1) 安全点検の種類

安全点検は、その内容と頻度により以下のように区分される。また、「Ⅱ－４ 各段階での安全対策の考え方」及び「Ⅱ－４－１ 維持管理段階 (1) 点検手順に従った確実な安全点検」で示しているとおり、公園管理者は、公園施設の構造、利用状況、地域の気象条件、維持管理上の留意事項・点検スケジュール等を踏まえ、現場に適応した維持管理計画を作成し、安全点検を行う。

① 日常点検

- ・ 日常点検は、公園管理者が、主として巡視などにより、公園施設の変状及び異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う安全点検のことである。
- ・ 日常点検により、公園施設の通常有すべき安全性が確保されていることを確認する。
- ・ 日常点検は、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、変形や磨耗の有無、度合い、部材の消失などに、留意して行う。
- ・ 変状及び異常を発見した場合には、直ちに公園利用者の利用する公園施設においては一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて公園施設の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行う。
- ・ 目視等が主体となるため、点検者の経験則に頼るところが大きく、点検結果に個人差がでることが予想される。できる限り客観的な点検を行うためには、点検記録書を作成して点検を行うことが望ましい。
- ・ 公園施設の利用状況を把握するとともに、公園施設本体とあわせて、他の公園施設の配置や植栽などを含めた周辺公園施設を含め、公園利用者が安全に公園施設を利用できる環境であるかといった観点で点検を行うことが望ましい。
- ・ 暴風、豪雨等の自然現象が想定される時及びその発生後には、公園施設を安全な状態に保つため、臨時の日常点検を行うことが望ましい。

② 定期点検

- ・ 定期点検は、公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに目視や打診、又は器具を使用して行う、日常点検より詳細な点検のことである。
- ・ 定期点検においては、構造部材、消耗部材についてより詳細、入念な点検を行う。特に、構造部材がぐらついておらず安定した状態であるか、埋設した基礎部分などの通常外観から確認できない重要な部材について、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに留意して点検を行う。
- ・ 変状及び異常を発見した場合には、直ちに公園利用者の利用する公園施設においては一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて公園施設の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行う。

③精密点検

- ・精密点検は、日常点検や定期点検時に変状及び異常を発見した場合、必要に応じて、公園施設の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者が詳細に行う点検のことである。

④初期点検

- ・初期点検は、公園施設の製造・施工者が、施工後、工期終了前に、公園管理者の立ち会いの下、公園施設の初期の動作、状態確認等のため、行う点検のことである。

⑤法令及び法令により定められた規則等に基づき行われる点検等

- ・建築物、建築設備等法令及び法令により定められた規則等に基づいて行われる点検等の対象となるものは、本指針の対象から除外しているが、主に以下が挙げられる。なお、これらの点検等は専門技術者が実施する。

(建築基準法第十二条に規定する建築物の調査・点検並びに昇降機及び昇降機以外の建築設備の検査・点検)

◇建築物（一級建築士、二級建築士、国土交通大臣が定める資格を有する者（特殊建築物等調査資格者））

◇建築物の昇降機（一級建築士、二級建築士、国土交通大臣の定める資格を有する者（昇降機検査資格者））

◇建築物の昇降機を除く建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備）（一級建築士、二級建築士、国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備検査資格者））

(電気事業法第五十一条に規定する自主検査及び第五十五条に規定する事業者検査)

◇電気設備（第一種、第二種及び第三種電気主任技術者など）

(ボイラー及び圧力容器安全規則第三十二条、第六十七条、第八十八条及び第九十四条に規定する定期自主検査の対象)

◇ボイラー設備（ボイラー技士など）

(消防法第十七条に規定する定期点検)

◇消防用設備（消防整備士、総務省令で定める資格を有する者（消防設備点検資格者））

- 2) 公園管理者は、前述した「Ⅱ-4-1 維持管理段階」及び「Ⅱ-4-2 その他の段階」での安全対策の考え方を踏まえて、事故につながる危険性を予見しつつ安全点検を行うことが望ましい。
- 3) 安全点検を委託等する場合は、点検対象となる公園施設、点検部位、点検方法等、点検の具体的内容及び点検者の技術者要件などを仕様書で明らかにしておくとともに、適宜点検業務受託者の履行状況を現地で確認し記録する。また、公園管理者と点検業務受託者との連携体制や応急措置の方法などについて事前に定めておく必要がある。
- 4) 安全点検は、長寿命化計画を策定するために、公園施設の構造部材及び消耗部材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査である長寿命化指針における健全度調査とは目的が異なり、公園利用者の公園施設利用に際しての安全性など、通常有すべき安全性が確保されているかを確認するものである。このため、安全点検では、施設の劣化、損傷対策のみならず、危険な公園施設の利用に関する情報収集、公園施設の周辺を含めた点検などを行うことが望ましい。

- 5) 植栽については、倒木や落枝等の重大な事故につながるものを中心に安全点検を行う。特に、園路付近などの人が利用する場所について重点的に確認する。その他、安全点検に当たっては、必要に応じて主に以下の事項に留意するとともに、専門技術者と協力して行うことが望ましい。
- ・腐朽等については、樹木の外観に留意して確認を行う。具体的には、樹勢及び樹形、骨格となる大枝及びその付け根、幹及びその分岐部、根元などの各部について、樹木の活力、樹皮の枯死・欠損の有無とその程度、腐朽・空洞の有無とその程度、キノコの有無、枯れ枝の有無、亀裂の有無、木槌打診音の変状及び異常の有無、不自然な樹幹の傾斜の有無、根元の揺らぎの有無、病虫害の有無、ルートカラーの有無、鋼棒貫入の異常の有無などの確認が挙げられる。
 - ・幹の内部で腐朽や空洞化が進むと、樹体はその部分の材を厚くさせていくような発達（肥長）を行うため、幹に異常な膨らみが見られる際には留意する。
 - ・樹勢が弱まるなどの異常が見られた際には、樹木だけでなく、その土壌の硬度や透水性も併せて確認することが有効であると考えられる。
 - ・措置を行う際には、腐朽予防にも留意する。腐朽の感染は地上部での枝折れ、クラックや大規模な剪定、地下部での根系の切断などいわば外傷による樹皮の欠損部から起こることが多いため、これらの欠損部に対する措置を十分に行うことで、将来樹体が抱えることになる問題の多くを取り除くことができる。
 - ・毒性のある植物については、その存在に留意するとともに、公園利用者への影響を踏まえて対応する。

■参考資料（公園利用者が利用する場所への落枝・倒木による事故事例）

・シロアリの被害を受けていた高さ約19mの高木が強風により折れて、イベント用のテントに倒れ、テント内にいた男性が頸骨骨折、女性が頭部打撲を負った。〔17歳〕

■参考資料（樹木の外観を確認する際のポイント）

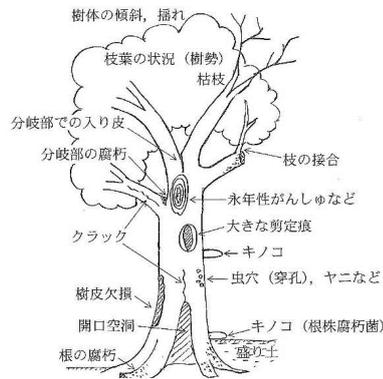
○外観診断の概要

診断項目	診断のポイント
活力の診断	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が全体的に活力旺盛であるかどうかを樹勢と樹形で診断する。 ・樹勢については、旺盛な生育状態を示しているか、異常が認められるか、劣悪な状態か等について診断する。 ・樹形については、望ましい樹形が維持されているかどうかについて診断する。
骨格となる大枝の診断	<ul style="list-style-type: none"> ・樹形の骨格を形づくる大枝および大枝の付け根での樹皮枯死・欠損、腐朽、空洞、キノコ、枯れ枝、亀裂などの有無とその程度について診断する。
幹の診断	<ul style="list-style-type: none"> ・幹および幹の分岐部にある樹皮の被害や腐朽・空洞、キノコなどはその程度について診断する。 ・診断に当たっては、樹皮の状態や幹に生じている損傷や枝の欠落跡、キノコなどに注意し、必要な程度に材を露出させたり、鋭利な刃物などで材を突き刺したりして、被害範囲を確認し、精密診断の結果と合わせて判定する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・樹幹が不自然に傾斜している場合、根元を掘り下げ、樹皮や材の確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・体重をかけ両手で強く幹を押したときに根元から不自然な揺れが生じた場合、根元を掘り下げて、根と根株の状態を確認する。
根元の診断	<ul style="list-style-type: none"> ・幹の診断とほぼ同様に行う。 ・腐朽や空洞、キノコの有無およびそれらの程度を診断する。 ・診断の方法としては、根元を打診したり、周囲をシャベルで数10cm程度掘り下げ、材を必要な範囲内で削ったり、鋭利な刃物で突き刺すなどして行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ルートカラーとは、地際で幹が根に向け地下に斜めに向かう部分を指す。 ・これが見えない木では、深植えや根張り不良、根系の腐朽などが見られるので、地際を掘削して根株の材を確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・先端の尖った鋼棒で力を入れて地際を刺して、根の状態を確認する。 ・鋼棒が容易に奥まで貫入する場合、根張りが悪いか、根や根元の材が腐朽している可能性が高い。

出典：「街路樹剪定ハンドブック」（平成23年8月、一般社団法人 日本造園建設業協会）

■参考資料（樹木の外観を確認する際のポイント）

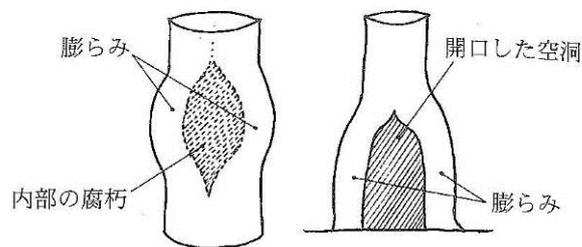
○部位診断のチェックポイント



出典：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（平成24年1月、一般財団法人 経済調査会）

○空洞化して太った幹の内部

- ・樹体内に大規模な腐朽や空洞が存在するようになると、力学的に補強する働きが起こる。これは、樹木が傾斜したり、枝が伸長して荷重を支える際に発達する「あて材」と同様の反応で、その部分で多くの材を生長させて強化するためその部分は太ってくる。



出典：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（平成24年1月、一般財団法人 経済調査会）

Ⅲ－５ 安全点検を行う頻度や時期

安全点検は、公園管理者が公園施設の利用状況、台風や降雪などの地域の特性を踏まえて、予め適切な頻度、実施時期を定めて計画的に行うこととする。

(解説)

- 1) 安全点検の頻度や時期については、当該公園施設の利用状況、地域の特性や気象条件、樹木の特性などを踏まえつつ、公園管理者が適切に定めることとする。なお、定期点検については、土木構造物、建築物などの関連する分野において要領等に規定されている点検頻度等を参考とする。

■参考資料（安全点検を行う頻度や時期のポイント）

- 公園利用が増える時期
 - ・ 4月～5月：暖かくなり公園利用者が急速に回復。都市公園全体で1年のうち最も事故発生件数の多い時期。
 - ・ 7月～8月：夏休みで子どもの利用が増加。水の事故が多い時期。
 - ・ 10月：過ごしやすくなり利用者が増加。
- 地域の特性や気象条件を踏まえた対応
 - ・ 入梅前、台風シーズン前、降雪前、雪融け後
 - ・ 台風等悪天候の後
- 樹木の特性を踏まえた対応
 - ・ 一般的な時期としては、初夏が最も効果的と考えられる。その理由としては、葉が茂っており枯死を見つけやすいことである。樹高が高く樹冠の大きな樹木については、葉の茂る時期に樹冠上部の枯枝を発見するのは困難であるため、展葉期に実施することが望ましい。
 - ・ 冬季に行う場合には、落葉期においては葉がなくなるので、樹木の上（幹や大枝）の様子が見やすいが、枝の枯損状態が分かりにくいので注意する必要がある。
 - ・ 灌木類は、開花直後に剪定で枝の切り戻しが行われないと尖ったままになることが想定されるため、開花後に枝や剪定状況などの点検を行うことが考えられる。

■参考資料（安全点検を行う頻度や時期のポイント）

公園施設	頻度	出典
舗装等	・ 根上がりによる舗装の段差、グラウンドの不陸などの状況の変化が比較的緩やかなものについては、標準的な点検頻度を年1回とする	横浜市公園施設点検マニュアル (平成23年4月、横浜市)
工作物 ^{注10} (土木構造物・その他) 【橋梁】	・ 供用後2年以内、2回目以降は原則として5年以内	橋梁点検要領 (平成26年3月、国土交通省)
植栽	・ 6ヶ月に1回 ^{注11}	緑化・植栽マニュアル (平成16年8月、一般財団法人経済調査会)

注10) 「工作物(土木構造物・その他)」には、建築物は含まない。

注11) 通常巡回(原則として巡回車からの目視、重点箇所については立ち止まり点検を行う)・点検の標準的頻度

Ⅲ－6 安全点検の項目

安全点検の実施にあたっては、公園施設が多様であることを踏まえ、公園内に設置されている公園施設の類型区分や種類に応じて、点検項目を定めることが望ましい。点検項目を定めるにあたっては、特に、公園施設の設置場所や他の公園施設との関係を考慮することが望ましい。

(解 説)

- 1) 安全点検を行う際には、多様な公園施設に対応できるよう土木構造物、建築物などの関連する分野において定められている要領等を参考にしながら、公園施設の類型区分（舗装等、工作物（土木構造物・その他）、建築物、植栽）、公園施設の種類ごとに、点検項目を定めることが望ましい。また、安全点検の目的、内容が異なることから、安全点検の種類ごとに項目を定めることが望ましい。
- 2) 日常点検項目は、巡視等により公園施設の変状及び異常の有無等を発見することを前提に定める。
- 3) 定期点検項目は、一定期間ごとに目視や打診等により構造部材、消耗部材についてより詳細、入念な点検を行うことを前提に定める。
- 4) 点検項目は、公園施設を安全に利用できる環境であるか、周辺に利用の支障となる施設はないかなどの公園施設の設置場所や他の公園施設との関係にも考慮して定めることが望ましい。

Ⅲ－７ 安全点検後の措置

安全点検において公園施設の変状及び異常を発見した場合は、公園施設の安全点検フローに沿って、使用中止、修繕などの応急措置を速やかに講ずる。

応急措置後、長期にわたり本格的な措置を講ずることなく放置することのないよう、総合的な判断において、補修、移設、更新などの本格的な措置の方針を定めて、措置を講ずる。

また、点検結果や措置の実施状況等を記録し、その記録を次回以降の安全点検に活用する。

(解 説)

1) 応急措置の方法と留意点

- ・安全点検において、変状及び異常を発見した場合、現地に対応可能な措置は安全点検時に講じ、危険な状態で使用させない。そのため、安全点検の際には簡易な修繕や数日程度の使用中止の措置が可能な工具等を準備しておく。
- ・使用中止の方法は、応急措置が必要な公園施設又は場所の規模、危険度、使用中止にする期間に応じて適切な方法を選択する。
- ・立入防止柵で囲い込むなどの改めて応急措置を講ずる必要がある場合は、立入防止柵等を設置するまでの間に、二次災害が発生しないよう現場の管理に留意する。
- ・使用中止や立入りを制限する場合、立入防止柵の設置や、公園施設全体をシートで覆う等により、当該公園施設を使用又は立入りができないようにするとともに、本格的な措置を講ずるまでの間に、措置状況に不備がないかなどを確認し、二次災害が発生しないよう現場の管理に留意する。

■参考資料（使用中止の方法の例及び留意点）

- ・施設を修繕するまでの間、B型バリケード等を用いて、施設全体を厳重に囲い込むこと。
- ・ベンチ等の小さな施設については、施設全体をブルーシートで完全に包み込んだ上で、安全ロープにより厳重に結束すること。
- ・B型バリケードや万能鋼板等を使用する場合は、防犯や外部からの視認性にも配慮すること。
- ・使用禁止の旨を確実に明示すること。また、使用禁止にした理由や復旧までのおよその期間等を記載することが望ましい。



▲使用禁止措置の事例
【小型施設の事例】



▲使用禁止措置の事例

出典：「横浜市公園施設点検マニュアル」（平成23年4月、横浜市）より一部抜粋

2) 本格的な措置の実施

- ・応急措置後、長期にわたり本格的な措置を講ずることなく放置することのないよう、本格的な措置の方針を定めて、その方針に従い対応する。
- ・本格的な措置の方針の策定にあたっては、公園施設の「構造」、「使用方法」、「公園施設の設置場所の環境」、「利用状況」、「社会的な耐用年数」などを踏まえる必要がある。また、その際には、周辺の公園の状況、利用状況、気象条件などの地域や土地の特性に応じた地域の実状が尊重されるべきであり、安全性の確保の上、公園施設の設置場所の環境や利用状況、地域の実状を踏まえて、公園施設の機能や効用が維持できるよう、公園管理者が総合的に判断する。
- ・なお、公園管理者が、過度に安全性を重視した措置を行い、公園利用者が自由に利用できる空間の減少、公園の景観の悪化、公園施設の機能や効用が制限されるなど、公園施設の機能や効用が損なわれないよう留意する必要がある。

3) 点検結果等の記録と活用

- ・点検結果や補修等の本格的な措置の実施状況を記録、保管する。これらは、点検項目や手順、点検体制の精査を行う場合の参考とするとともに、次回以降の安全点検において以下のような観点から活用するなどにより、効率的、効果的に安全点検を実施することが望ましい。
 - ◇過去に変状及び異常が発見され措置を講じた箇所、不適切な利用がなされていた箇所の状況を把握する。
 - ◇事故事例や事故防止事例に基づき、重点的に点検を行う箇所を選定する。

用語の解説

本指針で使用している用語の解説は以下のとおりです。

都市公園	: 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定されている都市公園。
事故	: 公園施設に関連して発生し、思いがけず心身に一定の障害・傷害あるいは死を引き起こす出来事。
動線	: 都市公園における公園利用者の動きを示す線。
公園管理者	: 都市公園法に基づく、都市公園の設置・管理者。
幼児	: おおむね3歳から小学校就学前の者。
子ども	: 幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）。
大人	: 中学生以上（おおむね13歳以上）。
高齢者	: 65歳以上の者。
保護者	: 子どもに対する保護責任がある者。
地域住民	: 当該都市公園の利用者が生活する地区の住民。
専門技術者	: 公園施設の構造に熟知し、専門的な知見や詳細な点検に必要な専門的な技能を有する者。
使用見込み期間	: 公園施設長寿命化計画において、公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のこと。
点検記録書	: 安全点検の対象となった公園施設の全体について、安全点検を行った状況、点検の結果についての記録を、安全点検を実施した際に作成し、保管するもの。
公園施設履歴書	: 個別の公園施設について、設置に関する記録、安全点検の実施状況、構造部材や消耗部材についての修繕、交換等の実施状況等を時間軸に従って記録し、保管するもの。
安全点検	: 公園施設において、初期の状態確認などのために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、公園管理者から委託された専門技術者が行う精密点検を総称したもの。
日常点検	: 公園管理者が、主として巡視などにより、公園施設の変状や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う安全点検。
定期点検	: 公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、公園施設の各点検項目について、一定期間ごとに目視や打診、又は器具を使用して行う、日常点検より詳細な点検。
処分制限期間	: 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく制限を受ける期間。
構造部材	: 構造上重要な部分に用いられるもので、引張り・曲げ・せん断などの応力に対して抵抗する部材。
消耗部材	: 使用することで摩滅するため、一定期間で交換が必要な部材、材料。
予防保全	: 公園施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法。
点検者	: 公園施設の点検を実施する者。点検の種類により、公園管理者、又は公園管理者から委託された専門技術者が行う。
修繕	: 公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗部材の部品交換などを指す。
補修	: 公園施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。
更新	: 公園施設を取り替えたり、新しく作り直すことを指す。

公園施設の安全点検に係る指針(案)

平成27年4月

国土交通省都市局公園緑地・景観課

住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8419